【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年４月14日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　石谷　洋章
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番１号　山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	出仙　学恭
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ドイチェ・グローバル・バランス <安定型> ドイチェ・グローバル・バランス <成長型> ドイチェ・グローバル・バランス <積極型>
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドについて2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ドイチェ・グローバル・バランス <安定型>

ドイチェ・グローバル・バランス <成長型>

ドイチェ・グローバル・バランス <積極型>

なお、上記ファンドの愛称として、それぞれ“みらいステージ30”、“みらいステージ50”、“みらいステージ70”という名称を用いることがあります。

（以下、上記ファンドを総称して「ドイチェ・グローバル・バランス」または「みらいステージ」あるいは「ファンド」という場合があります。また、上記ファンドそれぞれを<安定型>、<成長型>、<積極型>、あるいは「各ファンド」という場合があります。）

（注）以下、各項目等に特に記載がない場合は、上記ファンド共通の内容となります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて2,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額※とします。

※ 「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した１口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

ただし、各ファンド間のスイッチング（乗換え）※による取得申込みの場合、または収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

※ 「スイッチング（乗換え）」とは、ドイチェ・グローバル・バランスを構成する各ファンドを解約した場合の手取金をもって、当該解約請求受付日当日にドイチェ・グローバル・バランスを構成する他のファンドの取得申込みを行うことをいいます。（以下同じ。）

（注）上記にかかわらず、確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は無手数料とします。

(6)【申込単位】

申込単位は、１万円以上１円単位とします。

ただし、スイッチング（乗換え）による取得申込みの場合、または収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。

※ 申込手数料並びに申込手数料に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含め、上記の単位でお申込みいただけます。

※ 上記にかかわらず、確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は１円以上１円単位とします。

(7)【申込期間】

2021年４月15日から2021年10月14日まで（継続申込期間）

なお、後記「(12) その他 ⑤信託約款の変更（予定）について」に記載する手続きを経て信託約款の変更を行うこととなった場合には、申込期間は2021年５月24日までとします。

(8)【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。

販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(9)【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金※を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

※ 「申込代金」とは、取得申込受付日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した取得申込時の支払総額をいいます。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社（上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

①取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは、収益の分配時に収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資専用ファンド」です。このため、当ファンドの取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資（収益分配金再投資）契約※」を締結します。また、販売会社との間で「有価証券の総合取引に関する契約※」を締結します。販売会社は有価証券取引に係る「総合取引約款」（以下「総合約款」といいます。）を取得申込者に交付し、取得申込者は総合約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

※ 当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

ａ．信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

ｂ．委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または

金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

③確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合

当該制度に係る手続きが必要になります。

④振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

⑤信託約款の変更（予定）について

当ファンドは、以下の通り信託約款の変更を予定しております。

ａ．変更の内容及び理由

当ファンドの信託期間は無期限となっておりますが、運用残高の減少に伴い、運用の基本方針に則った運用を継続することが困難であると判断いたしました。しかしながら、当ファンドは一部確定拠出年金での取扱いがあり、諸手続きに時間を要するため、直ちに信託終了（繰上償還）を行うのではなく信託期間を2021年12月15日までとする変更を行います。

ｂ．信託約款変更の日程

公告日 （異議申立てを行うことができる受益者及び受益権口数の確定）	2021年４月15日
異議申立て期間	2021年４月15日から 2021年５月19日まで
新規の取得の申込受付	2021年５月24日まで
信託約款変更予定日	2021年５月26日
信託約款変更適用予定日	2021年６月16日

ｃ．異議申立てについて

委託会社は、上記ｂ.の異議申立て期間内に2021年４月15日現在の受益者※の方を対象に、上記ａ．の約款変更について異議申立ての受付を行います。

異議のお申し出のあった受益者の受益権の合計口数が2021年４月15日現在の受益権総口数の二分の一を超えない場合は、予定通り2021年５月26日に約款の変更を行い、2021年６月16日より信託期間を2021年12月15日までとします。なお、異議のお申し出のあった受益者の受益権の合計口数が2021年４月15日現在の受益権総口数の二分の一を超えたファンドについては、約款変更は行いません。約款変更を行うかどうかの結果につきましては、委託会社のホームページ上等でお知らせいたします。

※ 2021年４月14日までに取得申込みの受付が完了した方をいいます。

ｄ．一部解約の実行の請求に関する留意点

信託約款の変更が決定した場合、一部解約の実行の請求の受付最終日は2021年12月14日までとなりますが、一部解約の実行の請求の受付最終日以前の申込みであっても、それまでの他の受益者の方々の一部解約の状況により、最終受益者に該当することとなった場合には、一部解約の実行の請求としてお取扱いすることができず、一部解約の実行の請求の受付の中止及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付の取消しを行ったうえで、信託終了（繰上償還）によるご換金とさせていただきます。その場合、お申込時点から換金代金のお支払いまでに、通常の一部解約の場合よりも日数を要する場合がございますので、ご了承下さい。

⑥投資信託の基礎知識

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。
その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。

少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。
運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や
運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社（運用会社）は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社（証券会社や銀行、保険会社等の金融機関）です。

受託会社（信託銀行等）は、信託財産（投資信託において運用される株式や債券、現金等）の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。

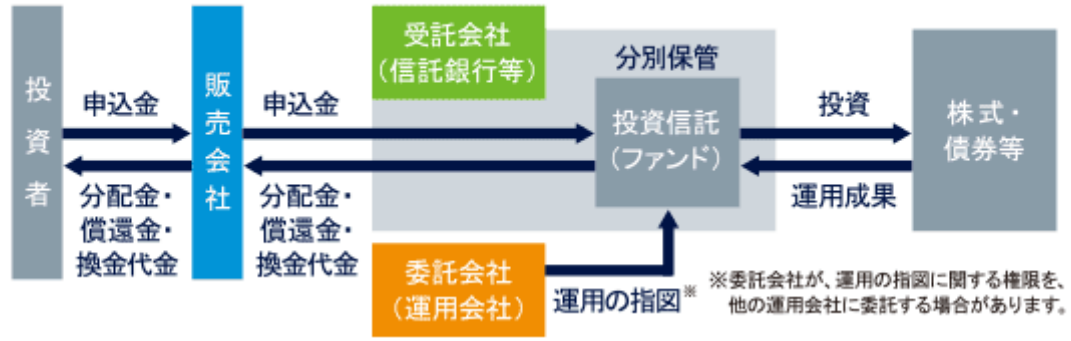

留意ポイント

(1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
(2) 保有期間中に運用管理費用（信託報酬）がかかります。
(3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
(4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
(5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
(6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス https://funds.dws.com/jp/
・電話番号　03-5156-5108（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、スイッチング（乗換え）※の可能な「ドイチェ・グローバル・バランス <安定型>」、「ドイチェ・グローバル・バランス <成長型>」及び「ドイチェ・グローバル・バランス <積極型>」の３本のファンドから構成され、主にわが国の株式・公社債及び外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

※ 「スイッチング（乗換え）」とは、ドイチェ・グローバル・バランスを構成する各ファンドを解約した場合の手取金をもって、当該解約請求受付日当日にドイチェ・グローバル・バランスを構成する他のファンドの取得申込みを行うことをいいます。（以下同じ。）

②信託金の限度額

各ファンドについて2,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
	海外	債券	ＭＲＦ	
追加型投信	内外	不動産投信	ＥＴＦ	特殊型
		その他資産(　　)		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類の定義について＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

１.「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

２.「投資対象地域」の区分のうち、「内外」とは、目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

３.「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「資産複合」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 **その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券））** 資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	**年１回** 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　　）	**グローバル（日本を含む）** 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	**ファミリーファンド** ファンド・オブ・ファンズ	あり（　　） **なし**	日経225 TOPIX その他（　　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/絶対収益追求型 その他（　　）

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
※ 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分の定義について＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

１．「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券、及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド（投資信託証券）を通じて実質的に複数の資産（株式及び債券）に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「資産複合」に分類されます。

２．「決算頻度」の区分のうち、「年１回」とは、目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

３．「投資対象地域」の区分のうち、「グローバル」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとします。

４．「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

５．「為替ヘッジ」の区分のうち、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

④ファンドの特色

a．国内債券・国内株式・外国債券・外国株式等へ投資する各マザーファンドへの分散投資により、リスクを低減しつつ中長期的な安定収益の獲得を目指します。

b．資産配分の中立的配分となる「基本資産配分」を決定し、一定の範囲内で資産配分の調整を行います。

＜基本資産配分＞（2021年２月末現在）

「ドイチェ・グローバル・バランス <安定型>」（「みらいステージ30」）

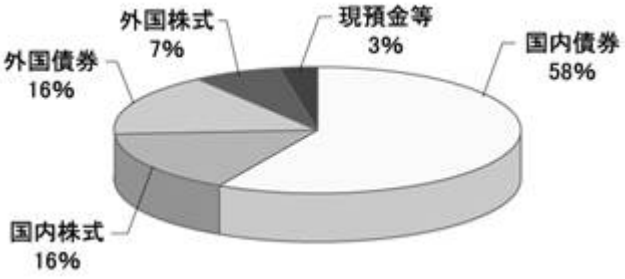

	中立的配分(%)	変更限度枠(%)
国内債券	58	±10
国内株式	16	± 5
外国債券	16	± 5
外国株式	7	± 5
現預金等	3	0-8
合　　計	100	

（注）国内株式と外国株式の合計は30%以下とし、外国債券と外国株式の合計は30%以下とします。

「ドイチェ・グローバル・バランス <成長型>」（「みらいステージ50」）

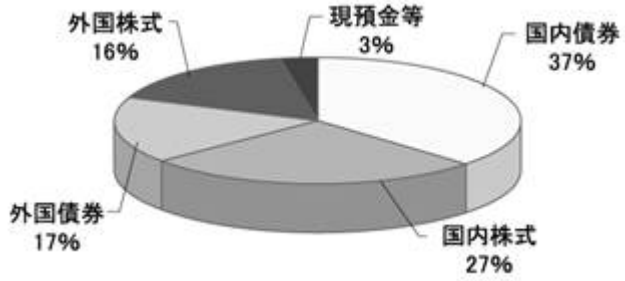

	中立的配分(%)	変更限度枠(%)
国内債券	37	±10
国内株式	27	± 5
外国債券	17	± 5
外国株式	16	± 5
現預金等	3	0-8
合　　計	100	

（注）国内株式と外国株式の合計は50%以下とし、外国債券と外国株式の合計は40%以下とします。

「ドイチェ・グローバル・バランス <積極型>」（「みらいステージ70」）

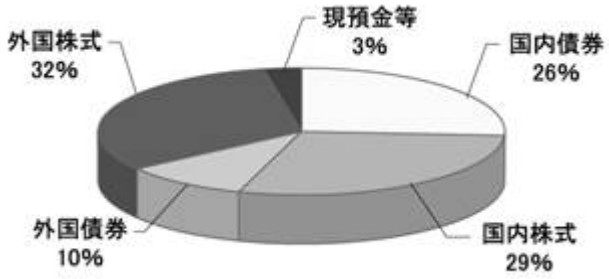

	中立的配分(%)	変更限度枠(%)
国内債券	26	±10
国内株式	29	± 5
外国債券	10	± 5
外国株式	32	± 5
現預金等	3	0-8
合　　計	100	

（注）国内株式と外国株式の合計は70%未満とし、外国債券と外国株式の合計は50%以下とします。

（注）基本資産配分は変更される場合があります。

ｃ．ベンチマーク（運用を評価するための指標）を定め、アクティブ運用によって、ベンチマークを上回る収益を追求します。

○ベンチマーク

各ファンドのベンチマークは、委託会社が、国内債券：ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合、国内株式：ＴＯＰＩＸ（東証株価指数：配当込み）、外国債券：ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本）、外国株式：ＭＳＣＩコクサイ指数（配当込み）、現預金等：有担保コール・レートをそれぞれ中立的配分で加重平均して計算したものです。

	各資産のベンチマーク
国内債券	ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合※1
国内株式	ＴＯＰＩＸ（東証株価指数：配当込み）※2
外国債券	ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本）※3
外国株式	ＭＳＣＩコクサイ指数（配当込み）※4

※1 ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。

※2 ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の停止またはＴＯＰＩＸの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

※3 ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※4 ＭＳＣＩコクサイ指数は、ＭＳＣＩインク（以下「ＭＳＣＩ」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はＭＳＣＩに帰属します。また、ＭＳＣＩは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

（注）ファンドのパフォーマンスはベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークは一定の運用成果を保証するものではありません。また、株式及び金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。

○主な投資対象

各マザーファンドへの投資を通じて、下記投資対象に投資します。

	主　な　投　資　対　象
国内債券	ベンチマーク採用銘柄のうちシングルＡ格相当以上の公社債
国内株式	わが国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している株式
外国債券	ベンチマーク採用国のシングルＡ格相当以上の国債
外国株式	ベンチマーク採用国の上場株式

ｄ．原則として為替ヘッジは行わないことを基本としますが、為替変動によって為替差損が生じる可能性があると判断した場合は、為替ヘッジを行います。

ｅ．ファミリーファンド方式※で運用を行います。

※ 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

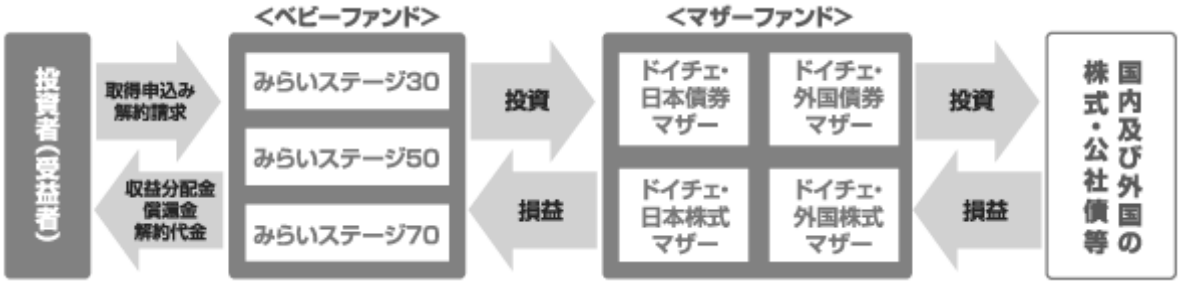

ｆ．ライフステージや運用スタンスにあわせて、３つのタイプのファンドから選択できます。また、ライフステージや運用スタンスの変化に応じて、いつでも３ファンド間で自由に無手数料でスイッチング（乗換え）ができます。

＜運用プロセス＞

●ドイチェ・日本債券マザー及びドイチェ・外国債券マザー

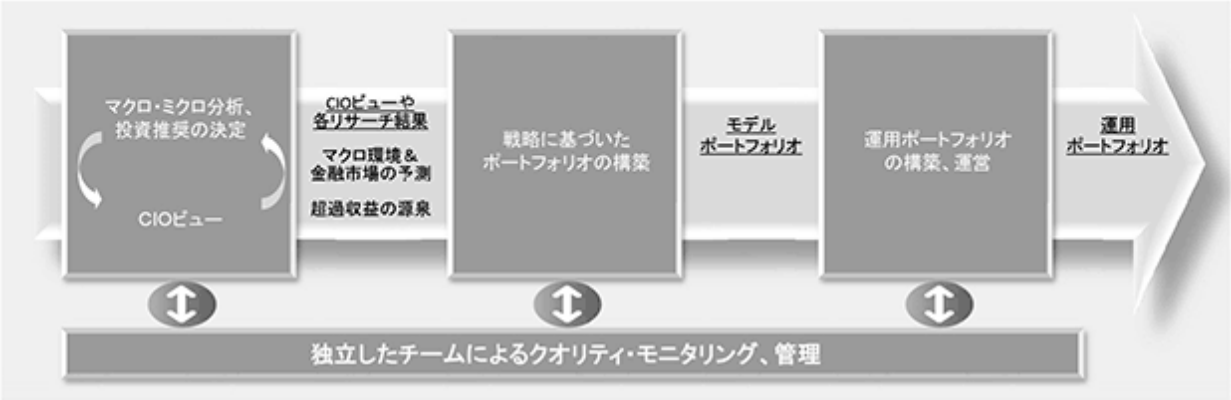

ミクロ分析

●ドイチェ・日本株式マザー及びドイチェ・外国株式マザー

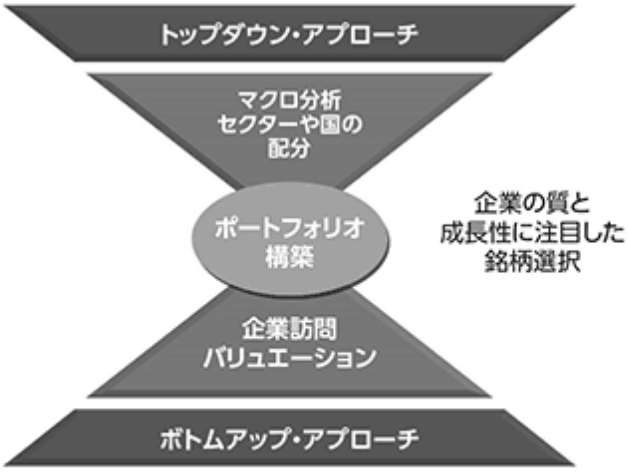

（注1）上記運用プロセスにおいて、ドイツ銀行グループの資産運用部門（グローバル）またはその他外部機関の投資環境調査等やモデルポートフォリオを参考にすることがあります。
（注2）上記各運用プロセスは本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

（注）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2001年９月25日　　信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

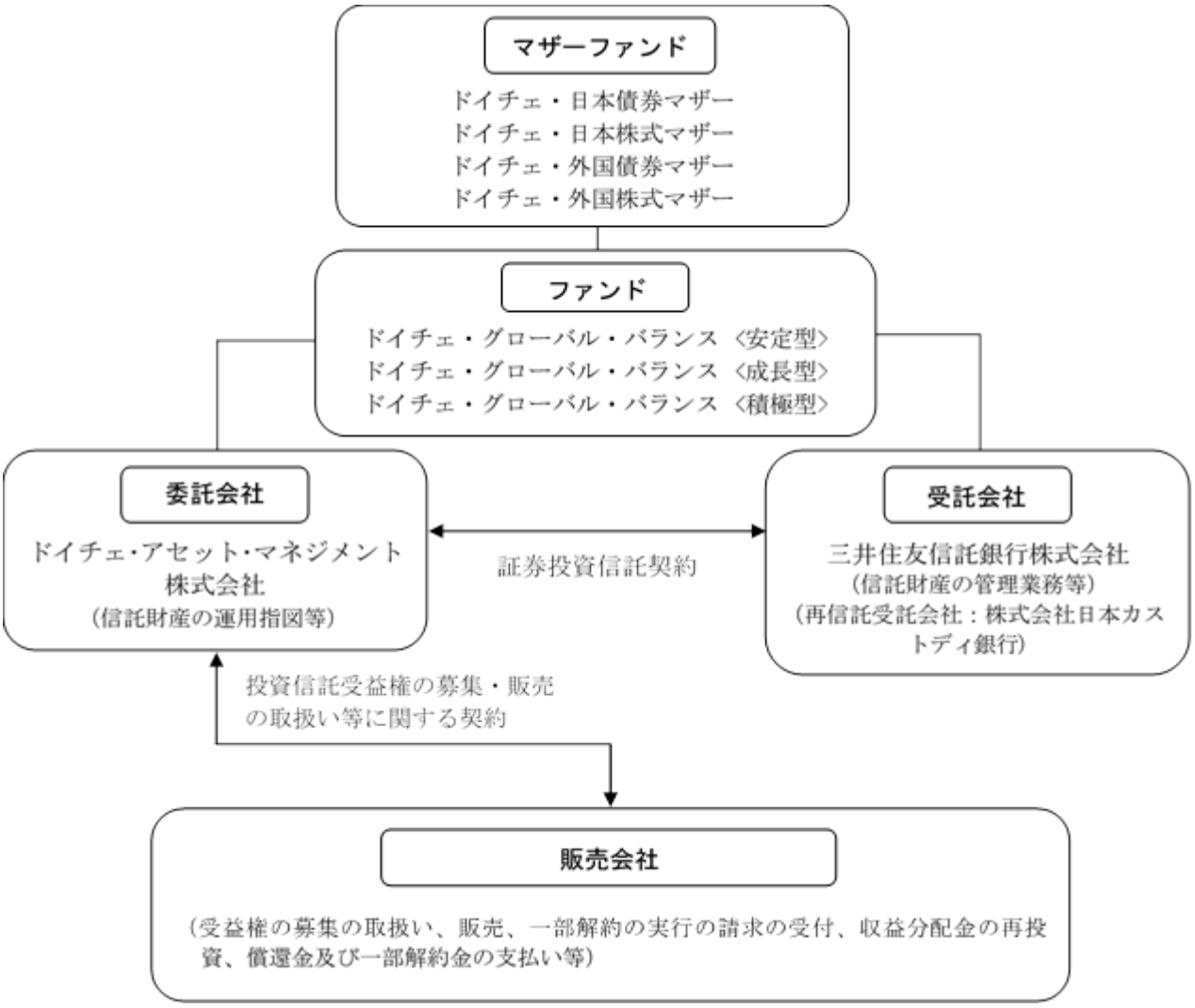

②委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

ａ．ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

ｂ．三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

ｃ．「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

③委託会社の概況

ａ．資本金の額（2021年２月末現在）

3,078百万円

ｂ．沿革

1985年	**モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立**
1987年	**投資顧問業登録、投資一任業務認可取得**
1990年	**ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更**
1995年	**ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更** **証券投資信託委託会社免許取得**
1996年	**ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更**
1999年	**バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント（株）に社名を変更**
2002年	**チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併**
2005年	**ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用サービス業務を統合** **資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化**

ｃ．大株主の状況（2021年２月末現在）

名　　称：　ＤＷＳ グループ ＧｍｂＨ ＆ Ｃｏ．ＫＧａＡ

住　　所：　ドイツ連邦共和国60329 ヘッセン フランクフルト・アム・マイン マインツァー・ラント通り11－17

所有株式：　61,560株

所有比率：　100%

2【投資方針】

以下、各項目等に特に記載がない場合は、各ファンド共通の内容となります。

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、主にわが国の株式・公社債及び外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

＜マザーファンドの基本方針＞

「ドイチェ・日本株式マザー」

主にわが国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

「ドイチェ・日本債券マザー」

主にわが国の公社債に投資し、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

「ドイチェ・外国株式マザー」

主に外国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

「ドイチェ・外国債券マザー」

主に外国の公社債に投資し、安定収益の獲得を目指して運用を行います。

②運用方法

ａ．投資対象

ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券（以下、それぞれ「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象とします。

ｂ．投資態度

「ドイチェ・グローバル・バランス <安定型>」

1）主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式及び債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、国内株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の30%を、かつ外国株式と外国債券等の外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の30%を超えない範囲で運用を行います。

「ドイチェ・グローバル・バランス <成長型>」

1）主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式及び債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、国内株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の50%を、かつ外国株式と外国債券等の外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の40%を超えない範囲で運用を行います。

「ドイチェ・グローバル・バランス <積極型>」

1）主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式及び債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、国内株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の70%未満の範囲で、かつ外国株式と外国債券等の外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の50%を超えない範囲で運用を行います。

（以下、各ファンド共通）

2）各資産毎（国内株式、国内債券、外国株式、外国債券）の資産配分の変更と個別資産毎のポートフォリオ運用の両面で、付加価値を高めることを目指します。

3）各資産毎の資産配分の決定・変更は以下のように行います。

１．各々のマザーファンド受益証券への中立的な投資配分（基本資産配分）を以下の要領で決定します。

ⅰ）３年～５年の中長期的観点で、一定の収益目標を定めます。

ⅱ）各資産毎（国内株式、国内債券、外国株式、外国債券）に、各国マクロ経済長期見通し等に基づいて、長期的な期待収益率を予測します。

ⅲ）予測した各資産の期待収益率等を基に、上記の収益目標を達成するための、最適な投資配分比率を求め、基本資産配分とします。

ⅳ）長期的な各国マクロ経済見通し等が大きく変化したと判断した場合は、基本資産配分の見直しを行います。

２．この基本資産配分を中立的配分として、四半期毎に戦略的資産配分（各々のマザーファンド受益証券への投資配分）の計画を作成します。その際には、中期的な各国の経済見通し、金利状況、市況動向等をベースに、資産配分の計画を決定します。

３．各国の市場見通しや経済見通しに変化があった場合は、一定の変更限度内で資産配分の調整を行います。

4）各マザーファンド受益証券の合計の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向等によってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。

5）実質外貨建資産については、為替変動によって為替差損が生じる可能性があると判断した場合は、為替ヘッジを行います。

6）信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）等、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れ及び資金の借入れを行うことがあります。

7）ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

＜マザーファンドの概要＞（詳細については、各マザーファンドの信託約款をご参照下さい。）

※ 各マザーファンドは、信託約款に基づき、以下の概要の通りの運用を行います。

「ドイチェ・日本株式マザー」

1）主にわが国の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している株式に積極的に投資を行い、東証株価指数（配当込み）を上回る投資成果を目指します。

2）付加価値を高めるために、トップ・ダウン及びボトム・アップの両方を活用した運用を行います。業種配分に関しては、マクロ経済・産業分析等を通じて最適な配分を決定します。銘柄選択に関しては、個々の企業のファンダメンタルズ分析、定性分析、バリュエーション分析、将来の成長性等を吟味した上で投資対象の絞込みを行います。

3）業種及び銘柄の分散を行い、ポートフォリオ全体として意図せざるリスクをとることを抑制します。

4）株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、市場環境やファンドキャッシュフロー予測に基づき必要と認められた場合には一時的に株式組入れ比率を引き下げることがあります。

5）上記の運用を補完する目的でわが国の企業が発行する外貨建の転換社債、新株引受権証券、外国の取引所におけるわが国の株価指数先物等を行い、外貨建資産を保有することがあります。

6）信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。

7）ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

「ドイチェ・日本債券マザー」

1）主にＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合に採用されている公社債に投資を行い、同指数を上回る投資成果を目指します。

2）付加価値を高めるために、マクロ分析に基づく市場予測によって、アクティブにデュレーションやイールド・カーブ等の調整を行います。

3）上記の運用を補完する目的で、外国の証券取引所におけるわが国の有価証券先物取引等を行うために、外貨建資産を保有することがあります。

4）信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。

5）ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

「ドイチェ・外国株式マザー」

1）主にＭＳＣＩコクサイ指数に採用されている国の株式に積極的に投資を行い、同指数を上回る投資成果を目指します。なお、市況動向等によっては、ＭＳＣＩコクサイ指数に採用されていない国の株式を信託財産の最大10%まで組入れることがあります。

2）付加価値を高めるために、個々の企業のファンダメンタルズ及びバリュエーションを考慮して銘柄選択を行います。

3）株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、市場環境やファンドキャッシュフロー予測に基づき必要と認められた場合には一時的に株式組入れ比率を引き下げることがあります。

4）信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。

5）ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

「ドイチェ・外国債券マザー」

1）主にＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本）に採用されている国債を中心に投資を行い、同インデックスを上回る投資成果を目指します。

2）付加価値を高めるために、マクロ分析に基づく市場予測によって、アクティブにデュレーションや国別配分等の調整を行います。

3）信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。

4）ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②運用の指図範囲

ａ．委託会社は、信託金を、主としてドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券及びドイチェ・外国債券マザー受益証券のほか、以下の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記8.までの証券の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
11. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
13. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
14. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で上記16.の有価証券の性質を有するもの
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
19. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1.の証券または証書及び上記9.並びに上記14.の証券及び証書のうち上記1.の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記6.までの証券及び上記9.並びに上記14.の証券または証書のうち上記2.から上記6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記10.の証券及び上記11.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ｂ．委託会社は、信託金を、上記ａ．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

ｃ．委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

ｄ．上記ａ．の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記ｂ．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜マザーファンドの投資対象＞

運用の指図範囲

「ドイチェ・日本株式マザー」

ａ．委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. **株券または新株引受権証書**
2. **国債証券**
3. **地方債証券**
4. **特別の法律により法人の発行する債券**
5. **社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）**
6. **コマーシャル・ペーパー**
7. **新株引受権証券及び新株予約権証券**
8. **外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記7.までの証券の性質を有するもの**
9. **投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）**
10. **投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）**
11. **外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）**
12. **オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）**
13. **預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）**
14. **外国法人が発行する譲渡性預金証書**
15. **貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの**
16. **外国の者に対する権利で上記15.の有価証券の性質を有するもの**
17. **指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）**
18. **抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）**

なお、上記1.の証券または証書及び上記8.並びに上記13.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記5.までの証券及び上記8.並びに上記13.の証券または証書のうち上記2.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9.の証券及び上記10.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ｂ．委託会社は、信託金を、上記ａ．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. **預金**
2. **指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）**
3. **コール・ローン**
4. **手形割引市場において売買される手形**
5. **貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの**
6. **外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの**

ｃ．委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

ｄ．上記ａ．の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記ｂ．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ドイチェ・日本債券マザー」

ａ．委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記6. までの証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で上記12. の有価証券の性質を有するもの
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1. から上記5. までの証券及び上記7. の証券または証書のうち上記1. から上記5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記8. の証券及び上記9. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ｂ．委託会社は、信託金を、上記ａ．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

ｃ．委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

ｄ．上記ａ．の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記ｂ．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ドイチェ・外国株式マザー」

ａ．委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券及び新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1．から上記7．までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15．の有価証券の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1．の証券または証書及び上記8．並びに上記13．の証券または証書のうち上記1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2．から上記5．までの証券及び上記8．並びに上記13．の証券または証書のうち上記2．から上記5．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9．の証券及び上記10．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ｂ．委託会社は、信託金を、上記ａ．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5．の権利の性質を有するもの

ｃ．委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

ｄ．上記ａ．の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記ｂ．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ドイチェ・外国債券マザー」

ａ．委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記6.までの証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で上記12.の有価証券の性質を有するもの
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1.から上記5.までの証券及び上記7.の証券または証書のうち上記1.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記8.の証券及び上記9.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ｂ．委託会社は、信託金を、上記ａ．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

ｃ．委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

ｄ．上記ａ．の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記ｂ．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

＜運用体制＞

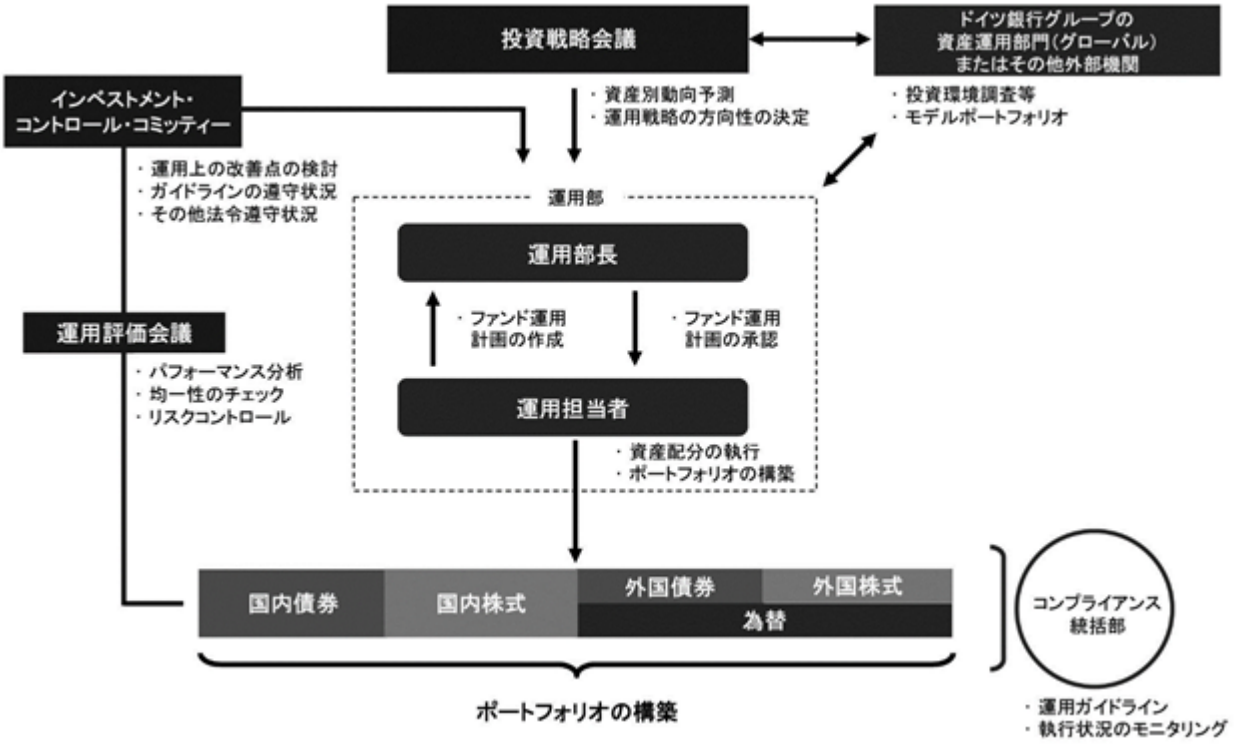

運用計画の作成、ポートフォリオの運用指図、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等当ファンドの一連の運用業務は、委託会社の運用部が行います。運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの３つがあります。これらはいずれも運用部長が主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議・決定します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

＜運用の流れ＞

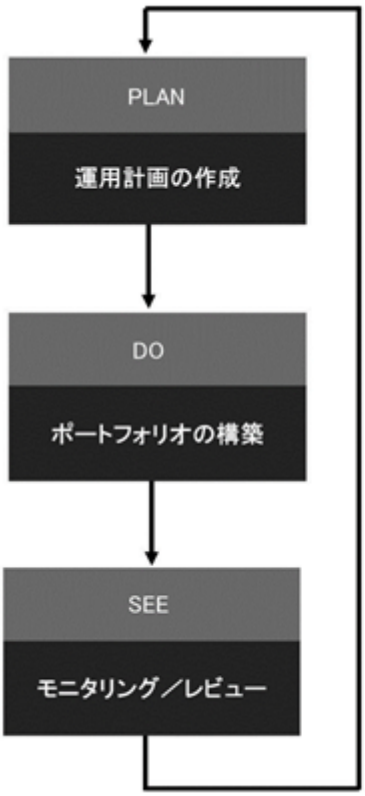

・運用計画の作成にあたっては、グローバルに展開するドイツ銀行グループの資産運用部門またはその他外部機関と情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。

・投資戦略会議において、各投資対象についての大まかな運用方針を決定します。

・運用担当者は、投資戦略会議の方針に従って各ファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。

・運用計画の作成に際しては、必要に応じて、ドイツ銀行グループの資産運用部門（グローバル）またはその他外部機関の投資環境調査等やモデルポートフォリオを参考にすることがあります。

・承認された運用計画に従って、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。

・運用業務管理等の社内規程に則り、ポートフォリオの管理を行います。

・コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。

・運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性等についてレビューを行います。

・インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

＜内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織＞

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

＜委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制＞

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年１回の毎決算時（原則として毎年１月14日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益の全額とします。

②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

＜信託約款で定める投資制限＞

「ドイチェ・グローバル・バランス <安定型>」

①株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合※は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

※ 「実質投資割合」とは、ファンドに属する当該資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

「ドイチェ・グローバル・バランス <成長型>」

①株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

「ドイチェ・グローバル・バランス <積極型>」

①株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

（以下、各ファンド共通）

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

④信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するも

のとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

⑥同一銘柄の株式等への投資制限

ａ．同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

ｂ．同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

ｃ．同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号及び第８号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑦信用取引の指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．上記ａ．の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂ．の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑧公社債の空売りの指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．上記ａ．の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂ．の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑨公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．上記ａ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

ｄ．上記ａ．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑩先物取引等の運用指図

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ｂ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ｃ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

ｃ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

ｃ．委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑭有価証券の貸付の指図及び範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

ｂ．上記ａ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯外国為替予約の指図及び範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ．上記ａ．の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ｃ．上記ｂ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑰資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ｃ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑱投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

＜マザーファンドの信託約款で定める投資制限＞

「ドイチェ・日本株式マザー」

①株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

②信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

③投資する株式等の範囲

委託会社が受託会社に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

④外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

⑤信用取引の指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．上記ａ．の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂ．の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑥公社債の空売りの指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．上記ａ．の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂ．の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑦公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．上記ａ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

ｄ．上記ａ．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑧先物取引等の運用指図

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ｃ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引の運用指図

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑫有価証券の貸付の指図及び範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

ｂ．上記ａ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑭外国為替予約の指図及び範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ．上記ａ．の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ｃ．上記ｂ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑮投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

「ドイチェ・日本債券マザー」

①信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

③公社債の空売りの指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．上記ａ．の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂ．の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

④公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．上記ａ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

ｄ．上記ａ．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑤先物取引等の運用指図

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ｃ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑥スワップ取引の運用指図

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑨有価証券の貸付の指図及び範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記ｂ．の範囲内で貸付の指図をすることができます。

ｂ．貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｃ．上記ｂ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．委託会社は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪外国為替予約の指図及び範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ．上記ａ．の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ｃ．上記ｂ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑫投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

「ドイチェ・外国株式マザー」

①株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

②信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

③投資する株式等の範囲

委託会社が受託会社に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

④外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑤信用取引の指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．上記ａ．の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂ．の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑥公社債の空売りの指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．上記ａ．の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂ．の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑦公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．上記ａ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

ｄ．上記ａ．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑧先物取引等の運用指図

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ｃ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引の運用指図

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑫有価証券の貸付の指図及び範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. **株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。**
2. **公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。**

ｂ．上記ａ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑭外国為替予約の指図及び範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ．上記ａ．の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ｃ．上記ｂ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑮投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

「ドイチェ・外国債券マザー」

①信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③公社債の空売りの指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．上記ａ．の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂ．の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

④公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．上記ａ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

ｄ．上記ａ．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑤先物取引等の運用指図

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ｃ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑥スワップ取引の運用指図

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑨有価証券の貸付の指図及び範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記ｂ．の範囲内で貸付の指図をすることができます。

ｂ．貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｃ．上記ｂ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．委託会社は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪外国為替予約の指図及び範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ．上記ａ．の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ｃ．上記ｂ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑫投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

＜法令で定める投資制限＞

①同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のａ．の数がｂ．の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

ａ．委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

ｂ．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

②デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

③信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式及び公社債等の値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①株価変動リスク

ファンドの基準価額は、組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株価は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、当ファンドが保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③信用リスク

投資した株式や債券等の有価証券について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は、当該有価証券の価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④為替変動リスク

当ファンドは外国の株式や債券に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥その他の留意点

- **各資産への投資配分（各マザーファンド受益証券への投資配分）は、「基本資産配分」を中立的配分とし、一定の変更限度内で調整を行いますが、相対的に収益率の劣る資産への投資配分を増やすことにより中立的な投資配分をした場合より基準価額のパフォーマンスが劣る場合があります。**
- **当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても原則として迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付予定銘柄によっては流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。**
- **委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消すことができます。**

・当ファンドのベンチマークは、ファンドの運用にあたって運用成果の目標の目安とする指標であり、一定の運用成果を保証するものではありません。また、株式及び金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。
・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
・各ファンドは、償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制等の様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2)投資リスクに対する管理体制
委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

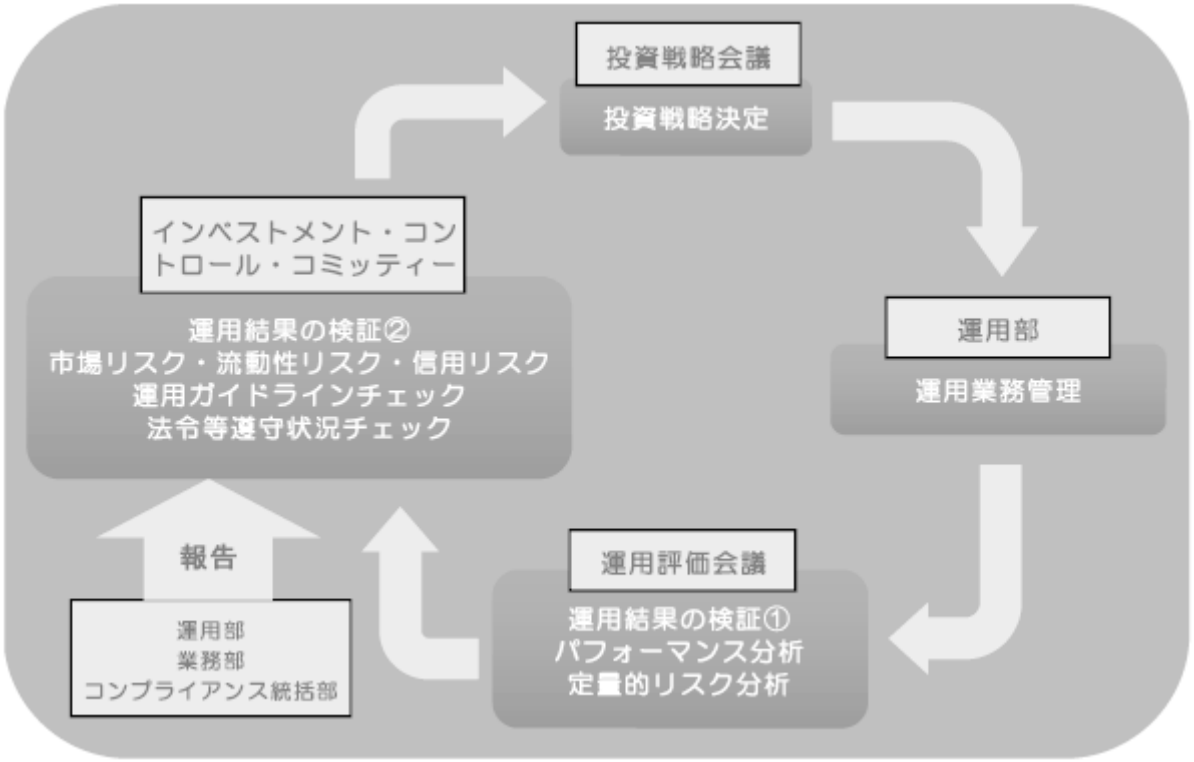

委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられ

ています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っており ます。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1, ※2

（2016年2月～2021年1月）

みらいステージ 30

みらいステージ 50

みらいステージ 70

当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1, ※3, ※4

（2016年2月～2021年1月）

みらいステージ 30

みらいステージ 50

みらいステージ 70

※1　年間騰落率とは、各月末における直近１年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2　分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
ただし、設定来の分配金が０円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

※3　2016 年 2 月～2021 年 1 月の 5 年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4　各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日 本 株：ＴＯＰＩＸ（配当込み）
先進国株：ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：ＭＳＣＩエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ国債
先進国債：ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注1）　すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
（注2）　先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

・ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の停止またはＴＯＰＩＸの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
・ＭＳＣＩコクサイ・インデックス及びＭＳＣＩエマージング・マーケッツ・インデックスは、ＭＳＣＩインク（以下「ＭＳＣＩ」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はＭＳＣＩに帰属します。また、ＭＳＣＩは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
・ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
・ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社である J.P. Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P. Morgan は、ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P. Morgan は、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

４【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

ただし、各ファンド間のスイッチング（乗換え）による取得申込みの場合、または収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

（注1）申込手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。

（注2）上記にかかわらず、確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

ファンド	信託報酬率	配分（税抜）及び役務の内容		
		委託会社	販売会社	受託会社
		委託した資金の運用等の対価	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
ドイチェ・グローバル・バランス <安定型>	年率1.353%（税抜1.23%）	0.58%	0.55%	0.10%
ドイチェ・グローバル・バランス <成長型>	年率1.573%（税抜1.43%）	0.68%	0.65%	0.10%
ドイチェ・グローバル・バランス <積極型>	年率1.793%（税抜1.63%）	0.78%	0.75%	0.10%

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

②上記①の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を６ヵ月の終了日とします。以下同じ。）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

①当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。

ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率0.10%を上限とします。

②信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

③上記①の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、信託事務の処理等に要する諸費用を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。
なお、確定拠出年金制度に基づく申込みの場合は、当該制度に係る税制が適用されます。

①個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は、当該口座毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「②収益分配金について」をご参照下さい。）

②収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(ⅰ)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ⅱ)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③課税の取扱いについて

以下の内容は2021年２月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

ａ．個人の受益者に対する課税

◆ 収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税５％）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

◆ 一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%（所得税15.315%及び地方税５％）の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。また、配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

b．法人の受益者に対する課税

◆ 収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
（注2）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
（注3）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

ドイチェ・グローバル・バランス　＜安定型＞

(2021年 1月29日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	391,917,042	97.87
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	―	8,523,006	2.13
合計(純資産総額)		400,440,048	100.00

ドイチェ・グローバル・バランス　＜成長型＞

(2021年 1月29日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	514,953,293	98.36
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	―	8,606,050	1.64
合計(純資産総額)		523,559,343	100.00

ドイチェ・グローバル・バランス　＜積極型＞

(2021年 1月29日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	454,791,801	98.07
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	―	8,960,174	1.93
合計(純資産総額)		463,751,975	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）ドイチェ・日本債券マザー

(2021年 1月29日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	2,629,155,950	91.72
特殊債券	日本	218,010,000	7.61
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	―	19,186,373	0.67
合計(純資産総額)		2,866,352,323	100.00

（参考）ドイチェ・日本株式マザー

(2021年 1月29日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	1,647,637,150	98.78
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	―	20,399,070	1.22
合計(純資産総額)		1,668,036,220	100.00

（参考）ドイチェ・外国債券マザー

(2021年 1月29日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	445,214,989	43.15
	カナダ	26,885,768	2.61
	メキシコ	12,390,900	1.20
	ドイツ	69,295,293	6.72
	イタリア	117,457,549	11.38
	フランス	96,356,891	9.34
	オランダ	18,167,840	1.76
	スペイン	78,456,998	7.60
	ベルギー	15,323,811	1.49
	オーストリア	20,594,486	2.00
	イギリス	66,631,810	6.46
	ノルウェー	8,977,005	0.87
	ポーランド	15,426,144	1.50
	オーストラリア	18,820,401	1.82
	小計	1,009,999,885	97.89
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	—	21,815,227	2.11
合計(純資産総額)		1,031,815,112	100.00

（参考）ドイチェ・外国株式マザー

(2021年 1月29日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	759,853,762	65.16
	カナダ	37,025,268	3.17
	ドイツ	72,655,984	6.23
	フランス	12,358,740	1.06
	オランダ	11,313,838	0.97
	アイルランド	43,897,991	3.76
	イギリス	37,005,979	3.17
	スイス	58,539,085	5.02
	スウェーデン	5,823,475	0.50
	ノルウェー	7,698,720	0.66
	デンマーク	8,309,375	0.71
	ケイマン諸島	14,056,903	1.21
	香港	14,446,139	1.24
	韓国	21,847,813	1.87
	台湾	29,238,302	2.51
	イスラエル	7,252,531	0.62
	ガーンジー	9,827,192	0.84
	小計	1,151,151,097	98.71
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	—	15,031,637	1.29
合計(純資産総額)		1,166,182,734	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ドイチェ・グローバル・バランス　＜安定型＞

<評価額(全銘柄)>

(2021年 1月29日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	150,998,636	1.4619	220,744,905	1.4594	220,367,409	55.03
2	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・日本株式マザー	34,360,705	2.1489	73,837,718	2.0926	71,903,211	17.96
3	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	29,666,916	2.1036	62,407,324	2.1085	62,552,692	15.62
4	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・外国株式マザー	14,345,721	2.5829	37,053,562	2.5857	37,093,730	9.26

<種類別投資比率>

(2021年 1月29日現在)

種類	国内／外国	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	97.87
合計		97.87

ドイチェ・グローバル・バランス　＜成長型＞

<評価額(全銘柄)>

(2021年 1月29日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	123,091,114	1.4619	179,946,899	1.4594	179,639,171	34.31
2	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・日本株式マザー	72,280,045	2.1489	155,322,588	2.0926	151,253,222	28.89
3	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・外国株式マザー	37,002,978	2.5829	95,574,991	2.5857	95,678,600	18.27
4	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	41,917,145	2.1036	88,176,906	2.1085	88,382,300	16.88

<種類別投資比率>

(2021年 1月29日現在)

種類	国内／外国	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	98.36
合計		98.36

ドイチェ・グローバル・バランス　＜積極型＞

<評価額(全銘柄)>

(2021年 1月29日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・外国株式マザー	62,160,451	2.5829	160,554,228	2.5857	160,728,278	34.66
2	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・日本株式マザー	68,176,110	2.1489	146,503,642	2.0926	142,665,327	30.76
3	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	73,531,883	1.4619	107,496,259	1.4594	107,312,430	23.14
4	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	20,908,592	2.1036	43,983,314	2.1085	44,085,766	9.51

<種類別投資比率>

(2021年 1月29日現在)

種類	国内／外国	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	98.07
合計		98.07

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄及び種類別の評価金額の比率をいいます。

（参考）ドイチェ・日本債券マザー

<評価額(全銘柄)>

(2021年 1月29日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	第１２０回利付国債（２０年）	240,000,000	115.23	276,554,400	114.79	275,503,200	1.6	2030/6/20	9.61
2	日本	国債証券	第１４１回利付国債（２０年）	230,000,000	119.04	273,796,600	118.30	272,094,600	1.7	2032/12/20	9.49
3	日本	国債証券	第７２回利付国債（２０年）	247,000,000	108.62	268,313,630	108.12	267,056,400	2.1	2024/9/20	9.32
4	日本	国債証券	第９９回利付国債（２０年）	230,000,000	115.66	266,036,400	115.12	264,789,800	2.1	2027/12/20	9.24
5	日本	国債証券	第４７回利付国債（３０年）	190,000,000	124.90	237,323,300	123.77	235,163,000	1.6	2045/6/20	8.20
6	日本	特殊債券	第４２回道路債券	200,000,000	109.47	218,946,000	109.00	218,010,000	2.22	2025/3/21	7.61
7	日本	国債証券	第６４回利付国債（２０年）	170,000,000	105.80	179,865,100	105.33	179,069,500	1.9	2023/9/20	6.25
8	日本	国債証券	第３４１回利付国債（１０年）	170,000,000	102.15	173,656,700	102.06	173,505,400	0.3	2025/12/20	6.05
9	日本	国債証券	第３２５回利付国債（１０年）	170,000,000	101.74	172,964,800	101.51	172,572,100	0.8	2022/9/20	6.02
10	日本	国債証券	第７回利付国債（４０年）	105,000,000	131.10	137,659,200	130.39	136,918,950	1.7	2054/3/20	4.78
11	日本	国債証券	第１４９回利付国債（２０年）	100,000,000	117.74	117,743,000	117.01	117,017,000	1.5	2034/6/20	4.08
12	日本	国債証券	第６３回利付国債（２０年）	100,000,000	105.04	105,041,000	104.59	104,596,000	1.8	2023/6/20	3.65

13	日本	国債証券	第３４７回利付国債（１０年）	100,000,000	101.36	101,360,000	101.25	101,251,000	0.1	2027/6/20	3.53
14	日本	国債証券	第１０２回利付国債（２０年）	80,000,000	118.93	95,148,000	118.23	94,589,600	2.4	2028/6/20	3.30
15	日本	国債証券	第５８回利付国債（３０年）	90,000,000	105.43	94,895,100	104.78	94,309,200	0.8	2048/3/20	3.29
16	日本	国債証券	第３５０回利付国債（１０年）	50,000,000	101.44	50,720,000	101.25	50,627,000	0.1	2028/3/20	1.77
17	日本	国債証券	第３２０回利付国債（１０年）	50,000,000	101.24	50,620,000	100.98	50,490,000	1	2021/12/20	1.76
18	日本	国債証券	第１７４回利付国債（２０年）	40,000,000	100.03	40,013,600	99.00	39,603,200	0.4	2040/9/20	1.38

<種類別投資比率>

(2021年 1月29日現在)

種類	国内／外国	投資比率（%）
国債証券	国内	91.72
特殊債券	国内	7.61
合計		99.33

（参考）ドイチェ・日本株式マザー

<評価額(上位30銘柄)>

(2021年 1月29日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	8,700	6,789.00	59,064,300	8,108.00	70,539,600	4.23
2	日本	株式	キーエンス	電気機器	1,200	53,060.00	63,672,000	56,140.00	67,368,000	4.04
3	日本	株式	村田製作所	電気機器	6,600	8,134.00	53,684,400	10,055.00	66,363,000	3.98
4	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1,400	32,570.00	45,598,000	39,810.00	55,734,000	3.34
5	日本	株式	信越化学工業	化学	2,800	15,330.00	42,924,000	18,175.00	50,890,000	3.05
6	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	10,400	4,690.00	48,776,000	4,542.00	47,236,800	2.83
7	日本	株式	テルモ	精密機器	11,400	4,465.00	50,901,000	4,065.00	46,341,000	2.78
8	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	9,700	5,310.00	51,507,000	4,700.00	45,590,000	2.73
9	日本	株式	日本M&Aセンター	サービス業	7,400	6,170.00	45,658,000	6,080.00	44,992,000	2.70
10	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	500	85,970.00	42,985,000	89,820.00	44,910,000	2.69
11	日本	株式	ペプチドリーム	医薬品	7,200	5,100.00	36,720,000	6,110.00	43,992,000	2.64
12	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	8,400	5,276.00	44,318,400	5,133.00	43,117,200	2.58
13	日本	株式	野村総合研究所	情報・通信業	11,800	3,430.00	40,474,000	3,535.00	41,713,000	2.50
14	日本	株式	富士通	電気機器	2,600	13,245.00	34,437,000	16,020.00	41,652,000	2.50
15	日本	株式	島津製作所	精密機器	9,800	3,585.00	35,133,000	3,985.00	39,053,000	2.34
16	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	2,900	12,715.00	36,873,500	13,395.00	38,845,500	2.33
17	日本	株式	協和キリン	医薬品	11,900	2,912.00	34,652,800	3,100.00	36,890,000	2.21
18	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4,900	7,474.00	36,622,600	7,300.00	35,770,000	2.14
19	日本	株式	ダイキン工業	機械	1,500	23,655.00	35,482,500	22,105.00	33,157,500	1.99
20	日本	株式	カチタス	不動産業	10,100	3,130.00	31,613,000	3,130.00	31,613,000	1.90

21	日本	株式	ダイフク	機械	2,600	11,430.00	29,718,000	11,930.00	31,018,000	1.86
22	日本	株式	スズキ	輸送用機器	6,500	5,398.00	35,087,000	4,708.00	30,602,000	1.83
23	日本	株式	花王	化学	4,000	7,902.00	31,608,000	7,597.00	30,388,000	1.82
24	日本	株式	エムスリー	サービス業	3,300	10,194.48	33,641,784	8,811.00	29,076,300	1.74
25	日本	株式	日立製作所	電気機器	6,600	3,872.00	25,555,200	4,306.00	28,419,600	1.70
26	日本	株式	太陽誘電	電気機器	4,500	4,135.00	18,607,500	6,140.00	27,630,000	1.66
27	日本	株式	セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	6,900	3,357.00	23,163,300	3,961.00	27,330,900	1.64
28	日本	株式	アンリツ	電気機器	10,500	2,382.04	25,011,420	2,583.00	27,121,500	1.63
29	日本	株式	ミスミグループ本社	卸売業	7,400	3,360.00	24,864,000	3,405.00	25,197,000	1.51
30	日本	株式	日本精工	機械	26,500	916.00	24,274,000	947.00	25,095,500	1.50

<種類別及び業種別投資比率>

(2021年 1月29日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	水産・農林業	1.36
		建設業	3.12
		食料品	0.77
		繊維製品	0.72
		化学	9.82
		医薬品	6.31
		機械	5.35
		電気機器	18.84
		輸送用機器	3.98
		精密機器	8.42
		電気・ガス業	0.99
		情報・通信業	16.21
		卸売業	3.48
		小売業	4.96
		証券、商品先物取引業	1.31
		保険業	2.58
		不動産業	1.90
		サービス業	8.64
合計			98.78

（参考）ドイチェ・外国債券マザー

<評価額(全銘柄)>

(2021年 1月29日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	UST 2.5% 08/15/23	1,200,000	11,103.44	133,241,385	11,075.69	132,908,355	2.5	2023/8/15	12.88
2	イタリア	国債証券	BTPS 1.5% 06/01/25	600,000	13,531.46	81,188,777	13,489.09	80,934,552	1.5	2025/6/1	7.84
3	アメリカ	国債証券	UST 3.625% 08/15/43	500,000	14,810.04	74,050,200	14,301.51	71,507,581	3.625	2043/8/15	6.93
4	フランス	国債証券	FRTR 4.5% 04/25/41	300,000	23,967.96	71,903,880	23,756.73	71,270,215	4.5	2041/4/25	6.91
5	アメリカ	国債証券	UST 1.5% 08/15/26	500,000	11,038.14	55,190,743	11,003.05	55,015,250	1.5	2026/8/15	5.33
6	アメリカ	国債証券	UST 2.75% 07/31/23	450,000	11,163.85	50,237,330	11,128.75	50,079,386	2.75	2023/7/31	4.85
7	アメリカ	国債証券	UST 4.25% 05/15/39	300,000	15,592.82	46,778,471	15,111.23	45,333,708	4.25	2039/5/15	4.39
8	イギリス	国債証券	UKT 5% 03/07/25	260,000	17,416.55	45,283,034	17,304.82	44,992,543	5	2025/3/7	4.36
9	ドイツ	国債証券	DBR 4% 01/04/37	200,000	21,879.90	43,759,803	21,756.45	43,512,914	4	2037/1/4	4.22
10	スペイン	国債証券	SPGB 1.6% 04/30/25	300,000	13,802.13	41,406,390	13,763.93	41,291,799	1.6	2025/4/30	4.00
11	アメリカ	国債証券	UST 7.625% 02/15/25	300,000	13,669.11	41,007,355	13,539.13	40,617,416	7.625	2025/2/15	3.94
12	スペイン	国債証券	SPGB 5.15% 10/31/44	150,000	24,822.33	37,233,498	24,776.79	37,165,199	5.15	2044/10/31	3.60
13	カナダ	国債証券	CAN 2% 06/01/28	300,000	9,015.20	27,045,621	8,961.92	26,885,768	2	2028/6/1	2.61
14	アメリカ	国債証券	UST 2.875% 05/15/49	200,000	13,497.51	26,995,020	13,006.94	26,013,887	2.875	2049/5/15	2.52
15	フランス	国債証券	FRTR 6% 10/25/25	150,000	16,873.69	25,310,545	16,724.45	25,086,676	6	2025/10/25	2.43
16	イギリス	国債証券	UKT 3.25% 01/22/44	100,000	21,380.00	21,380,002	21,639.26	21,639,267	3.25	2044/1/22	2.10
17	オーストリア	国債証券	RAGB 2.4% 05/23/34	120,000	17,236.69	20,684,034	17,162.07	20,594,486	2.4	2034/5/23	2.00
18	イタリア	国債証券	BTPS 0.95% 03/15/23	150,000	13,028.70	19,543,057	12,995.82	19,493,730	0.95	2023/3/15	1.89
19	オーストラリア	国債証券	ACGB 2.75% 06/21/35	200,000	9,638.42	19,276,857	9,410.20	18,820,401	2.75	2035/6/21	1.82
20	オランダ	国債証券	NETHER 5.5% 01/15/28	100,000	18,293.62	18,293,624	18,167.84	18,167,840	5.5	2028/1/15	1.76
21	イタリア	国債証券	BTPS 4.75% 09/01/44	80,000	21,256.22	17,004,983	21,286.58	17,029,267	4.75	2044/9/1	1.65
22	ポーランド	国債証券	POLGB 4% 10/25/23	500,000	3,106.66	15,533,328	3,085.22	15,426,144	4	2023/10/25	1.50
23	ベルギー	国債証券	BGB 5% 03/28/35	70,000	22,077.08	15,453,959	21,891.15	15,323,811	5	2035/3/28	1.49
24	ドイツ	国債証券	DBR 6.25% 01/04/24	100,000	15,476.34	15,476,346	15,297.50	15,297,503	6.25	2024/1/4	1.48

25	アメリカ	国債証券	UST 2.75% 08/15/47	100,000	13,132.64	13,132,646	12,635.55	12,635,550	2.75	2047/8/15	1.22
26	メキシコ	国債証券	MBONO 10% 12/05/24	2,000,000	627.99	12,559,820	619.54	12,390,900	10	2024/12/5	1.20
27	アメリカ	国債証券	UST 8% 11/15/21	100,000	11,268.33	11,268,331	11,103.85	11,103,856	8	2021/11/15	1.08
28	ドイツ	国債証券	DBR 2.5% 07/04/44	50,000	21,093.95	10,546,978	20,969.75	10,484,876	2.5	2044/7/4	1.02
29	ノルウェー	国債証券	NGB 1.75% 02/17/27	700,000	1,298.17	9,087,212	1,282.42	8,977,005	1.75	2027/2/17	0.87

<種類別投資比率>

(2021年 1月29日現在)

種類	国内／外国	投資比率（%）
国債証券	外国	97.89
合計		97.89

（参考）ドイチェ・外国株式マザー

<評価額(上位30銘柄)>

(2021年 1月29日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4,072	12,460.28	50,738,280	14,323.16	58,323,921	5.00
2	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	299	185,165.72	55,364,551	193,622.33	57,893,078	4.96
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORPORATION	ソフトウェア・サービス	1,552	22,620.96	35,107,738	24,963.40	38,743,207	3.32
4	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半導体製造装置	2,224	9,837.59	21,878,810	13,146.71	29,238,302	2.51
5	アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	半導体・半導体製造装置	2,592	7,607.18	19,717,833	10,568.15	27,392,650	2.35
6	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	1,271	21,990.94	27,950,497	20,710.02	26,322,442	2.26
7	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	2,148	12,460.98	26,766,206	12,070.92	25,928,342	2.22
8	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	663	36,786.11	24,389,196	37,250.20	24,696,885	2.12
9	韓国	株式	SAMSUNG ELECTR-GDR REG S	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	110	148,779.51	16,365,747	198,616.48	21,847,813	1.87
10	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	605	37,130.93	22,464,217	35,329.91	21,374,597	1.83
11	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	メディア・娯楽	757	28,935.73	21,904,352	27,687.19	20,959,210	1.80

12	アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	小売	92	214,483.85	19,732,515	212,522.77	19,552,095	1.68
13	アメリカ	株式	MOODY'S CORPORATION	各種金融	670	28,774.83	19,279,140	28,216.91	18,905,332	1.62
14	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	634	28,958.72	18,359,829	29,050.66	18,418,121	1.58
15	ドイツ	株式	ALLIANZ SE	保険	734	24,104.55	17,692,746	24,390.40	17,902,556	1.54
16	アメリカ	株式	AMERICAN EXPRESS COMPANY	各種金融	1,417	12,014.15	17,024,058	12,429.98	17,613,290	1.51
17	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	923	15,661.55	14,455,612	17,673.83	16,312,951	1.40
18	アメリカ	株式	PROGRESSIVE CORP	保険	1,607	9,994.55	16,061,252	9,245.43	14,857,414	1.27
19	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	11,200	1,139.62	12,763,813	1,289.83	14,446,139	1.24
20	アイルランド	株式	MEDTRONIC PLC	ヘルスケア機器・サービス	1,202	11,754.00	14,128,308	11,991.16	14,413,386	1.24
21	アメリカ	株式	HP INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5,512	2,048.85	11,293,277	2,598.41	14,322,478	1.23
22	ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	1,500	8,001.32	12,001,985	9,371.26	14,056,903	1.21
23	イギリス	株式	UNILEVER PLC	家庭用品・パーソナル用品	2,153	6,650.31	14,318,135	6,194.99	13,337,814	1.14
24	アメリカ	株式	MARSH & MCLENNAN COMPANIES	保険	1,154	11,838.62	13,661,777	11,370.55	13,121,624	1.13
25	アメリカ	株式	RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	資本財	1,839	6,911.35	12,709,977	7,122.40	13,098,097	1.12
26	アメリカ	株式	JP MORGAN CHASE&CO	銀行	959	11,919.07	11,430,396	13,593.89	13,036,543	1.12
27	フランス	株式	LVMH MOET-HENNESSY LOUIS VUITTON	耐久消費財・アパレル	189	59,413.97	11,229,242	65,390.15	12,358,740	1.06
28	アイルランド	株式	ACCENTURE PLC-CL A	ソフトウェア・サービス	468	25,261.17	11,822,229	26,051.04	12,191,888	1.05
29	アメリカ	株式	EBAY INC	小売	1,983	5,068.63	10,051,101	5,896.85	11,693,456	1.00
30	オランダ	株式	KONINKLIJKE PHILIPS NV	ヘルスケア機器・サービス	1,932	5,675.78	10,965,626	5,856.02	11,313,838	0.97

<種類別及び業種別投資比率>

(2021年 1月29日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）

株式	外国	エネルギー	0.43
		素材	1.39
		資本財	6.09
		商業・専門サービス	1.19
		運輸	1.20
		自動車・自動車部品	0.43
		耐久消費財・アパレル	1.06
		消費者サービス	0.56
		メディア・娯楽	8.65
		小売	7.07
		食品・生活必需品小売り	1.45
		食品・飲料・タバコ	3.79
		家庭用品・パーソナル用品	3.70
		ヘルスケア機器・サービス	7.16
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.27
		銀行	4.04
		各種金融	6.45
		保険	6.11
		ソフトウェア・サービス	10.17
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	10.35
		電気通信サービス	0.59
		半導体・半導体製造装置	7.59
合計			98.71

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄、種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

ドイチェ・グローバル・バランス　＜安定型＞

該当事項はありません。

ドイチェ・グローバル・バランス　＜成長型＞

該当事項はありません。

ドイチェ・グローバル・バランス　＜積極型＞

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・日本債券マザー
該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・日本株式マザー
該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・外国債券マザー
該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・外国株式マザー
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
ドイチェ・グローバル・バランス　＜安定型＞
該当事項はありません。

ドイチェ・グローバル・バランス　＜成長型＞
該当事項はありません。

ドイチェ・グローバル・バランス　＜積極型＞
該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・日本債券マザー
該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・日本株式マザー
該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・外国債券マザー
該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・外国株式マザー
該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】
ドイチェ・グローバル・バランス　＜安定型＞

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間末　(2012年 1月16日)	913	913	0.9551	0.9551
第12計算期間末　(2013年 1月15日)	860	860	1.0631	1.0631
第13計算期間末　(2014年 1月14日)	628	628	1.2112	1.2112
第14計算期間末　(2015年 1月14日)	586	586	1.2766	1.2766
第15計算期間末　(2016年 1月14日)	491	491	1.2410	1.2410
第16計算期間末　(2017年 1月16日)	447	447	1.2612	1.2612
第17計算期間末　(2018年 1月15日)	446	446	1.3421	1.3421
第18計算期間末　(2019年 1月15日)	409	409	1.2737	1.2737
第19計算期間末　(2020年 1月14日)	409	409	1.3449	1.3449

第20計算期間末 (2021年 1月14日)	402	402	1.3749	1.3749
2020年 1月末日	410	—	1.3425	—
2月末日	400	—	1.3238	—
3月末日	388	—	1.2924	—
4月末日	392	—	1.3041	—
5月末日	395	—	1.3202	—
6月末日	397	—	1.3242	—
7月末日	398	—	1.3236	—
8月末日	402	—	1.3333	—
9月末日	402	—	1.3372	—
10月末日	395	—	1.3233	—
11月末日	403	—	1.3613	—
12月末日	403	—	1.3684	—
2021年 1月末日	400	—	1.3668	—

ドイチェ・グローバル・バランス　＜成長型＞

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間末 (2012年 1月16日)	941	941	0.8824	0.8824
第12計算期間末 (2013年 1月15日)	980	980	1.0367	1.0367
第13計算期間末 (2014年 1月14日)	864	864	1.2702	1.2702
第14計算期間末 (2015年 1月14日)	747	747	1.3539	1.3539
第15計算期間末 (2016年 1月14日)	633	633	1.2959	1.2959
第16計算期間末 (2017年 1月16日)	588	588	1.3298	1.3298
第17計算期間末 (2018年 1月15日)	607	607	1.4911	1.4911
第18計算期間末 (2019年 1月15日)	528	528	1.3655	1.3655
第19計算期間末 (2020年 1月14日)	550	550	1.5033	1.5033
第20計算期間末 (2021年 1月14日)	528	528	1.5756	1.5756
2020年 1月末日	546	—	1.4913	—
2月末日	523	—	1.4422	—
3月末日	498	—	1.3883	—
4月末日	508	—	1.4192	—
5月末日	522	—	1.4561	—
6月末日	526	—	1.4676	—
7月末日	517	—	1.4642	—
8月末日	527	—	1.4920	—
9月末日	528	—	1.4949	—
10月末日	510	—	1.4713	—
11月末日	523	—	1.5468	—
12月末日	524	—	1.5615	—
2021年 1月末日	523	—	1.5624	—

ドイチェ・グローバル・バランス　＜積極型＞

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間末　（2012年 1月16日）	510	510	0.8009	0.8009
第12計算期間末　（2013年 1月15日）	572	572	0.9729	0.9729
第13計算期間末　（2014年 1月14日）	520	520	1.2518	1.2518
第14計算期間末　（2015年 1月14日）	489	489	1.3489	1.3489
第15計算期間末　（2016年 1月14日）	407	407	1.2782	1.2782
第16計算期間末　（2017年 1月16日）	413	413	1.3343	1.3343
第17計算期間末　（2018年 1月15日）	443	443	1.5455	1.5455
第18計算期間末　（2019年 1月15日）	400	400	1.3849	1.3849
第19計算期間末　（2020年 1月14日）	438	438	1.5866	1.5866
第20計算期間末　（2021年 1月14日）	470	470	1.6815	1.6815
2020年 1月末日	433	—	1.5665	—
2月末日	410	—	1.4902	—
3月末日	388	—	1.4042	—
4月末日	401	—	1.4586	—
5月末日	417	—	1.5069	—
6月末日	421	—	1.5217	—
7月末日	421	—	1.5216	—
8月末日	435	—	1.5689	—
9月末日	433	—	1.5620	—
10月末日	425	—	1.5299	—
11月末日	455	—	1.6370	—
12月末日	464	—	1.6596	—
2021年 1月末日	463	—	1.6668	—

（注）純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

②【分配の推移】

ドイチェ・グローバル・バランス　＜安定型＞

		1口当たりの分配金（円）
第11計算期間	2011年 1月15日～2012年 1月16日	0.0000
第12計算期間	2012年 1月17日～2013年 1月15日	0.0000
第13計算期間	2013年 1月16日～2014年 1月14日	0.0000
第14計算期間	2014年 1月15日～2015年 1月14日	0.0000
第15計算期間	2015年 1月15日～2016年 1月14日	0.0000
第16計算期間	2016年 1月15日～2017年 1月16日	0.0000
第17計算期間	2017年 1月17日～2018年 1月15日	0.0000
第18計算期間	2018年 1月16日～2019年 1月15日	0.0000
第19計算期間	2019年 1月16日～2020年 1月14日	0.0000
第20計算期間	2020年 1月15日～2021年 1月14日	0.0000

ドイチェ・グローバル・バランス　＜成長型＞

		1口当たりの分配金（円）
第11計算期間	2011年 1月15日～2012年 1月16日	0.0000
第12計算期間	2012年 1月17日～2013年 1月15日	0.0000
第13計算期間	2013年 1月16日～2014年 1月14日	0.0000
第14計算期間	2014年 1月15日～2015年 1月14日	0.0000
第15計算期間	2015年 1月15日～2016年 1月14日	0.0000
第16計算期間	2016年 1月15日～2017年 1月16日	0.0000
第17計算期間	2017年 1月17日～2018年 1月15日	0.0000
第18計算期間	2018年 1月16日～2019年 1月15日	0.0000
第19計算期間	2019年 1月16日～2020年 1月14日	0.0000
第20計算期間	2020年 1月15日～2021年 1月14日	0.0000

ドイチェ・グローバル・バランス　＜積極型＞

		1口当たりの分配金（円）
第11計算期間	2011年 1月15日～2012年 1月16日	0.0000
第12計算期間	2012年 1月17日～2013年 1月15日	0.0000
第13計算期間	2013年 1月16日～2014年 1月14日	0.0000
第14計算期間	2014年 1月15日～2015年 1月14日	0.0000
第15計算期間	2015年 1月15日～2016年 1月14日	0.0000
第16計算期間	2016年 1月15日～2017年 1月16日	0.0000
第17計算期間	2017年 1月17日～2018年 1月15日	0.0000
第18計算期間	2018年 1月16日～2019年 1月15日	0.0000
第19計算期間	2019年 1月16日～2020年 1月14日	0.0000
第20計算期間	2020年 1月15日～2021年 1月14日	0.0000

③【収益率の推移】

ドイチェ・グローバル・バランス　＜安定型＞

		収益率（%）
第11計算期間	2011年 1月15日～2012年 1月16日	△4.1
第12計算期間	2012年 1月17日～2013年 1月15日	11.3
第13計算期間	2013年 1月16日～2014年 1月14日	13.9
第14計算期間	2014年 1月15日～2015年 1月14日	5.4
第15計算期間	2015年 1月15日～2016年 1月14日	△2.8
第16計算期間	2016年 1月15日～2017年 1月16日	1.6
第17計算期間	2017年 1月17日～2018年 1月15日	6.4
第18計算期間	2018年 1月16日～2019年 1月15日	△5.1
第19計算期間	2019年 1月16日～2020年 1月14日	5.6
第20計算期間	2020年 1月15日～2021年 1月14日	2.2

ドイチェ・グローバル・バランス　＜成長型＞

		収益率（%）
第11計算期間	2011年 1月15日～2012年 1月16日	△8.5
第12計算期間	2012年 1月17日～2013年 1月15日	17.5
第13計算期間	2013年 1月16日～2014年 1月14日	22.5
第14計算期間	2014年 1月15日～2015年 1月14日	6.6
第15計算期間	2015年 1月15日～2016年 1月14日	△4.3

第16計算期間	2016年 1月15日～2017年 1月16日	2.6
第17計算期間	2017年 1月17日～2018年 1月15日	12.1
第18計算期間	2018年 1月16日～2019年 1月15日	△8.4
第19計算期間	2019年 1月16日～2020年 1月14日	10.1
第20計算期間	2020年 1月15日～2021年 1月14日	4.8

ドイチェ・グローバル・バランス　＜積極型＞

		収益率（%）
第11計算期間	2011年 1月15日～2012年 1月16日	△11.9
第12計算期間	2012年 1月17日～2013年 1月15日	21.5
第13計算期間	2013年 1月16日～2014年 1月14日	28.7
第14計算期間	2014年 1月15日～2015年 1月14日	7.8
第15計算期間	2015年 1月15日～2016年 1月14日	△5.2
第16計算期間	2016年 1月15日～2017年 1月16日	4.4
第17計算期間	2017年 1月17日～2018年 1月15日	15.8
第18計算期間	2018年 1月16日～2019年 1月15日	△10.4
第19計算期間	2019年 1月16日～2020年 1月14日	14.6
第20計算期間	2020年 1月15日～2021年 1月14日	6.0

（注）収益率は、小数第２位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

ドイチェ・グローバル・バランス　＜安定型＞

		設定口数（口）	解約口数（口）
第11計算期間	2011年 1月15日～2012年 1月16日	38,127,900	240,790,044
第12計算期間	2012年 1月17日～2013年 1月15日	31,622,826	178,371,767
第13計算期間	2013年 1月16日～2014年 1月14日	30,177,602	320,688,050
第14計算期間	2014年 1月15日～2015年 1月14日	21,368,193	80,652,901
第15計算期間	2015年 1月15日～2016年 1月14日	22,603,300	86,139,959
第16計算期間	2016年 1月15日～2017年 1月16日	16,206,056	57,396,001
第17計算期間	2017年 1月17日～2018年 1月15日	19,063,954	41,011,146
第18計算期間	2018年 1月16日～2019年 1月15日	16,854,298	28,355,931
第19計算期間	2019年 1月16日～2020年 1月14日	14,593,832	31,193,560
第20計算期間	2020年 1月15日～2021年 1月14日	12,391,396	24,340,245

ドイチェ・グローバル・バランス　＜成長型＞

		設定口数（口）	解約口数（口）
第11計算期間	2011年 1月15日～2012年 1月16日	55,077,801	285,978,132
第12計算期間	2012年 1月17日～2013年 1月15日	44,580,010	165,368,203
第13計算期間	2013年 1月16日～2014年 1月14日	38,299,487	303,482,066
第14計算期間	2014年 1月15日～2015年 1月14日	29,907,690	158,661,231
第15計算期間	2015年 1月15日～2016年 1月14日	23,951,331	87,159,601
第16計算期間	2016年 1月15日～2017年 1月16日	24,703,851	70,919,748
第17計算期間	2017年 1月17日～2018年 1月15日	21,547,882	56,654,519
第18計算期間	2018年 1月16日～2019年 1月15日	21,136,672	41,605,240
第19計算期間	2019年 1月16日～2020年 1月14日	30,048,066	50,655,933

第20計算期間	2020年 1月15日～2021年 1月14日	14,147,027	45,184,821

ドイチェ・グローバル・バランス　＜積極型＞

		設定口数（口）	解約口数（口）
第11計算期間	2011年 1月15日～2012年 1月16日	34,868,520	93,421,108
第12計算期間	2012年 1月17日～2013年 1月15日	35,808,890	84,276,425
第13計算期間	2013年 1月16日～2014年 1月14日	35,698,299	209,078,175
第14計算期間	2014年 1月15日～2015年 1月14日	26,871,172	79,681,979
第15計算期間	2015年 1月15日～2016年 1月14日	20,979,528	64,505,740
第16計算期間	2016年 1月15日～2017年 1月16日	22,012,313	30,890,246
第17計算期間	2017年 1月17日～2018年 1月15日	20,323,113	43,648,547
第18計算期間	2018年 1月16日～2019年 1月15日	24,477,049	22,080,579
第19計算期間	2019年 1月16日～2020年 1月14日	21,332,710	34,065,060
第20計算期間	2020年 1月15日～2021年 1月14日	18,246,666	15,253,659

（参考情報）

基準日：2021年1月29日

基準価額・純資産の推移（2011/1/28～2021/1/29）

みらいステージ30

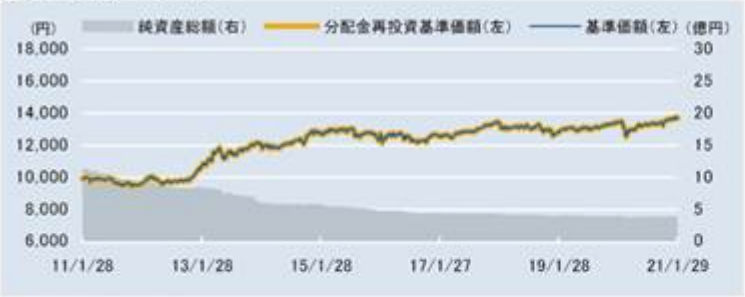

みらいステージ50

みらいステージ70

分配の推移

みらいステージ30

1万口当たり、税引前	
2021年1月	0円
2020年1月	0円
2019年1月	0円
2018年1月	0円
2017年1月	0円
設定来累計	0円

みらいステージ50

1万口当たり、税引前	
2021年1月	0円
2020年1月	0円
2019年1月	0円
2018年1月	0円
2017年1月	0円
設定来累計	0円

みらいステージ70

1万口当たり、税引前	
2021年1月	0円
2020年1月	0円
2019年1月	0円
2018年1月	0円
2017年1月	0円
設定来累計	0円

※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。
※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

主要な資産の状況

各ファンドにおけるマザーファンドの組入比率

	みらいステージ30	みらいステージ50	みらいステージ70
ドイチェ・日本債券マザー	55.0%	34.3%	23.1%
ドイチェ・日本株式マザー	18.0%	28.9%	30.8%
ドイチェ・外国債券マザー	15.6%	16.9%	9.5%
ドイチェ・外国株式マザー	9.3%	18.3%	34.7%

※ 比率は各ファンドの純資産総額に対する比率です。

各マザーファンドにおける主要な資産の状況

ドイチェ・日本債券マザーにおける組入上位５銘柄

	銘柄	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	第120回利付国債(20年)	1.60	2030/6/20	9.6
2	第141回利付国債(20年)	1.70	2032/12/20	9.5
3	第72回利付国債(20年)	2.10	2024/9/20	9.3
4	第99回利付国債(20年)	2.10	2027/12/20	9.2
5	第47回利付国債(30年)	1.60	2045/6/20	8.2

ドイチェ・日本債券マザーにおける種別構成比

債券種別	比率(%)
国債	91.7
政保債	7.6

ドイチェ・日本株式マザーにおける組入上位５銘柄

	銘柄	比率(%)
1	ソフトバンクグループ	4.2
2	キーエンス	4.0
3	村田製作所	4.0
4	東京エレクトロン	3.3
5	信越化学工業	3.1

ドイチェ・日本株式マザーにおける業種別構成比（上位5業種）

業種	比率(%)
電気機器	18.8
情報・通信業	16.2
化学	9.8
サービス業	8.6
精密機器	8.4

ドイチェ・外国債券マザーにおける組入上位５銘柄

	銘柄	国	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	UST 2.5% 08/15/23	アメリカ	2.500	2023/8/15	12.9
2	BTPS 1.5% 06/01/25	イタリア	1.500	2025/6/1	7.8
3	UST 3.625% 08/15/43	アメリカ	3.625	2043/8/15	6.9
4	FRTR 4.5% 04/25/41	フランス	4.500	2041/4/25	6.9
5	UST 1.5% 08/15/26	アメリカ	1.500	2026/8/15	5.3

ドイチェ・外国債券マザーにおける国別構成比（上位5ヵ国）

国	比率(%)
アメリカ	43.1
イタリア	11.4
フランス	9.3
スペイン	7.6
ドイツ	6.7

ドイチェ・外国株式マザーにおける組入上位５銘柄

	銘柄	国	比率(%)
1	APPLE INC	アメリカ	5.0
2	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	5.0
3	MICROSOFT CORPORATION	アメリカ	3.3
4	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	台湾	2.5
5	APPLIED MATERIALS INC	アメリカ	2.3

ドイチェ・外国株式マザーにおける国別構成比（上位5ヵ国）

国	比率(%)
アメリカ	65.2
ドイツ	6.2
スイス	5.0
アイルランド	3.8
カナダ	3.2

※ 比率は各マザーファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移

みらいステージ 30

みらいステージ 50

みらいステージ 70

※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※2 2021年は1月末までの騰落率を表示しております。

（注1）上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
（注2）最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは、収益の分配時に収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資専用ファンド」です。

このため、当ファンドの取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資（収益分配金再投資）契約※」を締結します。また、販売会社との間で「有価証券の総合取引に関する契約※」を締結します。販売会社は、有価証券取引に係る「総合取引約款」（以下「総合約款」といいます。）を取得申込者に交付し、取得申込者は総合約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

※ 当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

③申込単位は、１万円以上１円単位とします。ただし、各ファンド間のスイッチング（乗換え）※による取得申込みの場合、または収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。

※ 「スイッチング（乗換え）」とは、ドイチェ・グローバル・バランスを構成する各ファンドを解約した場合の手取金をもって、当該解約請求受付日当日にドイチェ・グローバル・バランスを構成する他のファンドの取得申込みを行うことをいいます。（以下同じ。）

（注1）申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を含め、上記の単位でお申込みいただけます。
（注2）上記にかかわらず、確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は１円以上１円単位とします。

④申込価額　は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

⑤申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

ただし、スイッチング（乗換え）による取得申込みの場合、または収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

（注）上記にかかわらず、確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は無手数料とします。

⑥申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

⑦取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

ａ．信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

ｂ．委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

（注）確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は、当該制度に係る手続きが必要になります。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス https://funds.dws.com/jp/
・電話番号　03-5156-5108（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

２【換金（解約）手続等】

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。（スイッチング（乗換え）による一部解約の実行の請求の場合を含みます。）
一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③解約単位は、１口単位とします。

④解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額とします。
基準価額については販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

⑤お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第１ ファンドの状況　４ 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

⑥解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して５営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

⑦委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記④に準じて計算された価額とします。

⑧信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（注1）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
（注2）確定拠出年金制度に基づく換金（解約）の場合は、当該制度に係る手続きに従います。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス https://funds.dws.com/jp/
・電話番号　03-5156-5108（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

＜基準価額の計算方法等について＞

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権１口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス https://funds.dws.com/jp/
・電話番号　03-5156-5108（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。

ファンド	略称
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	みらい30
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	みらい50
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	みらい70

＜運用資産の評価基準及び評価方法＞

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（2001年９月25日）から無期限とします。ただし、当ファンドの信託約款の変更に係る手続きを経て信託約款の変更を行うこととなった場合には、信託期間は2021年12月15日までとなります。

(4)【計算期間】

①当ファンドの計算期間は、毎年１月15日から翌年１月14日までとすることを原則とします。ただし、当ファンドの信託約款の変更に係る手続きを経て信託約款の変更を行うこととなった場合には、最終計算期間の終了日は2021年12月15日となります。

②上記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

①信託の終了

(イ)委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ)上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ)上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。

(ホ)委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ヘ)上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託約款の変更

(イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ)上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ)上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。

(ホ)委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③信託契約に関する監督官庁の命令

(イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定に従います。

④委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

(イ)委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②(ニ)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑤運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に、期中の運用経過及び組入有価証券の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、運用報告書（全体版）については電磁的方法により受益者に提供します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

⑥関係法人との契約の更改等

＜投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約＞

当初の契約の有効期間は原則として１年間とします。ただし、期間満了３ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

⑦委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

(イ)委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ロ)委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定に従い、新受託会社を選任します。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑪再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

①受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅延なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを行います。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金に対する請求権

①受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

②償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

③受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3)受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、１口単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して５営業日目から受益者に支払われます。

(4)反対者の買取請求権

前記「３ 資産管理等の概要（5）その他」の「①信託の終了」、または「②信託約款の変更」のうちその内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(5)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
   なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（2020年1月15日から2021年1月14日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
【ドイチェ・グローバル・バランス〈安定型〉】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期計算期間 (2020年1月14日現在)	第20期計算期間 (2021年1月14日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,391,209	6,358,964
親投資信託受益証券	403,554,209	394,043,509
未収入金	－	5,500,000
流動資産合計	412,945,418	405,902,473
資産合計	412,945,418	405,902,473
負債の部		
流動負債		
未払解約金	115,031	336,740
未払受託者報酬	221,159	221,970
未払委託者報酬	2,499,010	2,508,168
未払利息	25	17
その他未払費用	202,533	201,730
流動負債合計	3,037,758	3,268,625
負債合計	3,037,758	3,268,625
純資産の部		
元本等		
元本	304,790,007	292,841,158
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	105,117,653	109,792,690
（分配準備積立金）	80,944,481	79,197,971
元本等合計	409,907,660	402,633,848
純資産合計	409,907,660	402,633,848
負債純資産合計	412,945,418	405,902,473

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期計算期間 (自　2019年1月16日 至　2020年1月14日)	第20期計算期間 (自　2020年1月15日 至　2021年1月14日)
営業収益		
有価証券売買等損益	28,153,308	14,489,300
営業収益合計	28,153,308	14,489,300
営業費用		
支払利息	6,859	12,385
受託者報酬	443,852	439,059
委託者報酬	5,015,440	4,961,240
その他費用	408,675	399,019
営業費用合計	5,874,826	5,811,703
営業利益	22,278,482	8,677,597
経常利益	22,278,482	8,677,597
当期純利益	22,278,482	8,677,597
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,099,455	△294,140
期首剰余金又は期首欠損金（△）	87,957,265	105,117,653
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,538,666	4,087,572
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,538,666	4,087,572
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,557,305	8,384,272
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,557,305	8,384,272
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	105,117,653	109,792,690

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第19期計算期間 (2020年1月14日現在)	第20期計算期間 (2021年1月14日現在)
1.受益権の総数	304,790,007口	292,841,158口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3449円 (13,449円)	1.3749円 (13,749円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第19期計算期間 (自　2019年1月16日 至　2020年1月14日)	第20期計算期間 (自　2020年1月15日 至　2021年1月14日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,291,046円)、収益調整金(41,410,761円)、分配準備積立金(75,653,435円)より、分配対象収益は、122,355,242円(1万口当たり4,014円)でありますが、今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,704,378円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(864,927円)、収益調整金(42,949,048円)、分配準備積立金(74,628,666円)より、分配対象収益は、122,147,019円(1万口当たり4,171円)でありますが、今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第19期計算期間 (自　2019年1月16日 至　2020年1月14日)	第20期計算期間 (自　2020年1月15日 至　2021年1月14日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期計算期間 (2020年1月14日現在)	第20期計算期間 (2021年1月14日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券
計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第19期計算期間 (2020年1月14日現在)	第20期計算期間 (2021年1月14日現在)
親投資信託受益証券	26,309,718	14,457,515
合計	26,309,718	14,457,515

(デリバティブ取引に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第19期計算期間 (2020年1月14日現在)	第20期計算期間 (2021年1月14日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	321,389,735	304,790,007
期中追加設定元本額	14,593,832	12,391,396
期中一部解約元本額	31,193,560	24,340,245

(4)【附属明細表】
①有価証券明細表
(ア)株式
該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	150,998,636	220,744,905	
	ドイチェ・日本株式マザー	34,360,705	73,837,718	
	ドイチェ・外国債券マザー	29,666,916	62,407,324	
	ドイチェ・外国株式マザー	14,345,721	37,053,562	
合計			394,043,509	

②信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ドイチェ・グローバル・バランス〈成長型〉】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期計算期間 (2020年1月14日現在)	第20期計算期間 (2021年1月14日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,707,191	7,795,044
親投資信託受益証券	540,751,764	519,021,384
未収入金	－	6,700,000
流動資産合計	555,458,955	533,516,428
資産合計	555,458,955	533,516,428
負債の部		
流動負債		
未払解約金	68,794	526,077
未払受託者報酬	290,498	290,301
未払委託者報酬	3,863,566	3,861,020
未払利息	40	21
その他未払費用	266,044	263,856
流動負債合計	4,488,942	4,941,275
負債合計	4,488,942	4,941,275
純資産の部		
元本等		
元本	366,517,910	335,480,116
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	184,452,103	193,095,037
（分配準備積立金）	133,307,780	140,616,410
元本等合計	550,970,013	528,575,153
純資産合計	550,970,013	528,575,153
負債純資産合計	555,458,955	533,516,428

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期計算期間 (自　2019年1月16日 至　2020年1月14日)	第20期計算期間 (自　2020年1月15日 至　2021年1月14日)
営業収益		
有価証券売買等損益	60,717,716	32,769,620
営業収益合計	60,717,716	32,769,620
営業費用		
支払利息	9,995	14,353
受託者報酬	578,421	574,593
委託者報酬	7,692,843	7,642,071
その他費用	532,583	522,245
営業費用合計	8,813,842	8,753,262
営業利益	51,903,874	24,016,358
経常利益	51,903,874	24,016,358
当期純利益	51,903,874	24,016,358
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,938,337	△587,871
期首剰余金又は期首欠損金（△）	141,513,674	184,452,103
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,562,237	6,735,637
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,562,237	6,735,637
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,589,345	22,696,932
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,589,345	22,696,932
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	184,452,103	193,095,037

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第19期計算期間 (2020年1月14日現在)	第20期計算期間 (2021年1月14日現在)
1.受益権の総数	366,517,910口	335,480,116口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5033円 (15,033円)	1.5756円 (15,756円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第19期計算期間 (自　2019年1月16日 至　2020年1月14日)	第20期計算期間 (自　2020年1月15日 至　2021年1月14日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,987,410円)、収益調整金(83,836,737円)、分配準備積立金(125,320,370円)より、分配対象収益は、217,144,517円(1万口当たり5,924円)でありますが、今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,049,407円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(17,329,617円)、収益調整金(81,545,886円)、分配準備積立金(117,237,386円)より、分配対象収益は、222,162,296円(1万口当たり6,622円)でありますが、今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第19期計算期間 (自　2019年1月16日 至　2020年1月14日)	第20期計算期間 (自　2020年1月15日 至　2021年1月14日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期計算期間 (2020年1月14日現在)	第20期計算期間 (2021年1月14日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券
計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第19期計算期間 (2020年1月14日現在)	第20期計算期間 (2021年1月14日現在)
親投資信託受益証券	57,147,269	31,374,957
合計	57,147,269	31,374,957

(デリバティブ取引に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第19期計算期間 (2020年1月14日現在)	第20期計算期間 (2021年1月14日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	387,125,777	366,517,910
期中追加設定元本額	30,048,066	14,147,027
期中一部解約元本額	50,655,933	45,184,821

(4)【附属明細表】
①有価証券明細表
(ア)株式
該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	123,091,114	179,946,899	
	ドイチェ・日本株式マザー	72,280,045	155,322,588	
	ドイチェ・外国債券マザー	41,917,145	88,176,906	
	ドイチェ・外国株式マザー	37,002,978	95,574,991	
合計			519,021,384	

②信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ドイチェ・グローバル・バランス〈積極型〉】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期計算期間 (2020年1月14日現在)	第20期計算期間 (2021年1月14日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,621,362	11,048,315
親投資信託受益証券	432,063,622	458,537,443
未収入金	－	4,700,000
流動資産合計	442,684,984	474,285,758
資産合計	442,684,984	474,285,758
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	57,865
未払受託者報酬	228,755	244,061
未払委託者報酬	3,499,883	3,734,065
未払利息	29	30
その他未払費用	209,464	221,816
流動負債合計	3,938,131	4,257,837
負債合計	3,938,131	4,257,837
純資産の部		
元本等		
元本	276,529,917	279,522,924
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	162,216,936	190,504,997
（分配準備積立金）	116,720,961	137,531,150
元本等合計	438,746,853	470,027,921
純資産合計	438,746,853	470,027,921
負債純資産合計	442,684,984	474,285,758

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期計算期間 (自　2019年1月16日 至　2020年1月14日)	第20期計算期間 (自　2020年1月15日 至　2021年1月14日)
営業収益		
有価証券売買等損益	65,345,644	34,673,821
営業収益合計	65,345,644	34,673,821
営業費用		
支払利息	7,655	13,984
受託者報酬	455,599	469,149
委託者報酬	6,970,471	7,177,748
その他費用	419,446	426,375
営業費用合計	7,853,171	8,087,256
営業利益	57,492,473	26,586,565
経常利益	57,492,473	26,586,565
当期純利益	57,492,473	26,586,565
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,078,096	△478,229
期首剰余金又は期首欠損金（△）	111,345,959	162,216,936
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,652,558	10,138,495
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,652,558	10,138,495
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,195,958	8,915,228
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,195,958	8,915,228
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	162,216,936	190,504,997

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第19期計算期間 (2020年1月14日現在)	第20期計算期間 (2021年1月14日現在)
1.受益権の総数	276,529,917口	279,522,924口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5866円 (15,866円)	1.6815円 (16,815円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第19期計算期間 (自　2019年1月16日 至　2020年1月14日)	第20期計算期間 (自　2020年1月15日 至　2021年1月14日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,304,727円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(8,272,064円)、収益調整金(87,064,114円)、分配準備積立金(102,144,170円)より、分配対象収益は、203,785,075円(1万口当たり7,369円)でありますが、今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,236,904円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(21,827,890円)、収益調整金(95,556,864円)、分配準備積立金(110,466,356円)より、分配対象収益は、233,088,014円(1万口当たり8,338円)でありますが、今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第19期計算期間 (自　2019年1月16日 至　2020年1月14日)	第20期計算期間 (自　2020年1月15日 至　2021年1月14日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期計算期間 (2020年1月14日現在)	第20期計算期間 (2021年1月14日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券
計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第19期計算期間 (2020年1月14日現在)	第20期計算期間 (2021年1月14日現在)
親投資信託受益証券	61,725,868	34,935,007
合計	61,725,868	34,935,007

(デリバティブ取引に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第19期計算期間 (2020年1月14日現在)	第20期計算期間 (2021年1月14日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	289,262,267	276,529,917
期中追加設定元本額	21,332,710	18,246,666
期中一部解約元本額	34,065,060	15,253,659

(4)【附属明細表】
①有価証券明細表
(ア)株式
該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	73,531,883	107,496,259	
	ドイチェ・日本株式マザー	68,176,110	146,503,642	
	ドイチェ・外国債券マザー	20,908,592	43,983,314	
	ドイチェ・外国株式マザー	62,160,451	160,554,228	
合計			458,537,443	

②信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「ドイチェ・日本債券マザー」、「ドイチェ・日本株式マザー」、「ドイチェ・外国債券マザー」及び「ドイチェ・外国株式マザー」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべてこれら親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日におけるこれらの親投資信託の状況は次の通りです。

1.「ドイチェ・日本債券マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(2020年1月14日現在)	(2021年1月14日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	46,623,467	22,069,495
国債証券	2,769,124,470	2,635,580,980
特殊債券	222,092,000	218,144,000
未収利息	7,600,607	7,612,145
前払費用	－	25,863
流動資産合計	3,045,440,544	2,883,432,483
資産合計	3,045,440,544	2,883,432,483
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	7,100,000
未払利息	127	60
流動負債合計	127	7,100,060
負債合計	127	7,100,060
純資産の部		
元本等		
元本	2,072,659,289	1,967,538,965
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	972,781,128	908,793,458
元本等合計	3,045,440,417	2,876,332,423
純資産合計	3,045,440,417	2,876,332,423
負債純資産合計	3,045,440,544	2,883,432,483

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2020年1月14日現在)	(2021年1月14日現在)
1.受益権の総数	2,072,659,289口	1,967,538,965口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4693円 (14,693円)	1.4619円 (14,619円)

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2019年1月16日 至 2020年1月14日)	(自 2020年1月15日 至 2021年1月14日)
1.金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年1月14日現在)	(2021年1月14日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券
計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(2020年1月14日現在)	(2021年1月14日現在)
国債証券	△16,128,000	△6,129,850
特殊債券	△692,000	△802,000
合計	△16,820,000	△6,931,850

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2020年1月14日現在) 金額(円)	(2021年1月14日現在) 金額(円)
1.元本の推移		
期首元本額	2,279,335,697	2,072,659,289
期中追加設定元本額	58,453,268	52,664,106
期中一部解約元本額	265,129,676	157,784,430
期末元本額	2,072,659,289	1,967,538,965
2.元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	999,596,069	942,857,108
ドイチェ・ライフ・プラン50	490,191,011	478,720,205
ドイチェ・ライフ・プラン70	115,105,293	110,838,707
ドイチェ・グローバル・バランス〈安定型〉	153,141,400	150,998,636
ドイチェ・グローバル・バランス〈成長型〉	126,466,953	123,091,114
ドイチェ・グローバル・バランス〈積極型〉	69,172,458	73,531,883
ドイチェ・グローバル・バランス〈安定型〉VA	73,119,880	50,227,254
ドイチェ・グローバル・バランス〈成長型〉VA	19,373,528	18,549,415
ドイチェ・グローバル・バランス〈積極型〉VA	4,799,622	3,840,775
ドイチェ・インド株式ファンド	21,693,075	14,883,868

(3)附属明細表
①有価証券明細表
(ア)株式
該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	数量	評価額(円)	備考
国債証券	第７回利付国債（４０年）	105,000,000	137,718,000	
	第３２０回利付国債（１０年）	50,000,000	50,523,000	
	第３２５回利付国債（１０年）	170,000,000	172,645,200	
	第３４１回利付国債（１０年）	170,000,000	173,410,200	
	第３４７回利付国債（１０年）	100,000,000	101,228,000	
	第３５０回利付国債（１０年）	50,000,000	50,649,500	
	第４７回利付国債（３０年）	190,000,000	236,783,700	
	第５８回利付国債（３０年）	90,000,000	94,759,200	
	第６３回利付国債（２０年）	100,000,000	104,674,000	
	第６４回利付国債（２０年）	170,000,000	179,205,500	
	第７２回利付国債（２０年）	247,000,000	267,214,480	
	第９９回利付国債（２０年）	230,000,000	265,026,700	
	第１０２回利付国債（２０年）	80,000,000	94,752,800	
	第１２０回利付国債（２０年）	240,000,000	276,069,600	
	第１４１回利付国債（２０年）	230,000,000	273,380,300	
	第１４９回利付国債（２０年）	100,000,000	117,614,000	
	第１７４回利付国債（２０年）	40,000,000	39,926,800	
小計			2,635,580,980	
特殊債券	第４２回道路債券	200,000,000	218,144,000	
小計			218,144,000	
合計			2,853,724,980	

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2.「ドイチェ・日本株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(2020年1月14日現在)	(2021年1月14日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	37,958,380	16,276,454
株式	1,697,286,500	1,692,540,800
未収入金	－	89,025,958
未収配当金	2,245,200	1,597,500
流動資産合計	1,737,490,080	1,799,440,712
資産合計	1,737,490,080	1,799,440,712
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	85,500,000
未払利息	103	44
流動負債合計	103	85,500,044
負債合計	103	85,500,044
純資産の部		
元本等		
元本	936,559,698	797,573,923
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	800,930,279	916,366,745
元本等合計	1,737,489,977	1,713,940,668
純資産合計	1,737,489,977	1,713,940,668
負債純資産合計	1,737,490,080	1,799,440,712

(2)注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2020年1月14日現在)	(2021年1月14日現在)
1.受益権の総数	936,559,698口	797,573,923口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8552円 (18,552円)	2.1489円 (21,489円)

(金融商品に関する注記)
Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2019年1月16日 至 2020年1月14日)	(自 2020年1月15日 至 2021年1月14日)
1.金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年1月14日現在)	(2021年1月14日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券
計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(2020年1月14日現在)	(2021年1月14日現在)
株式	93,589,334	90,854,586
合計	93,589,334	90,854,586

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2020年1月14日現在) 金額(円)	(2021年1月14日現在) 金額(円)
1.元本の推移		
期首元本額	1,021,054,550	936,559,698
期中追加設定元本額	45,008,222	34,559,468
期中一部解約元本額	129,503,074	173,545,243
期末元本額	936,559,698	797,573,923
2.元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	255,163,804	213,317,327
ドイチェ・ライフ・プラン50	327,289,446	280,275,728
ドイチェ・ライフ・プラン70	119,807,282	103,355,116
ドイチェ・グローバル・バランス〈安定型〉	39,668,040	34,360,705
ドイチェ・グローバル・バランス〈成長型〉	85,656,605	72,280,045
ドイチェ・グローバル・バランス〈積極型〉	72,120,394	68,176,110
ドイチェ・グローバル・バランス〈安定型〉VA	18,661,054	11,388,895
ドイチェ・グローバル・バランス〈成長型〉VA	13,082,482	10,918,467
ドイチェ・グローバル・バランス〈積極型〉VA	5,110,591	3,501,530

(3)附属明細表
①有価証券明細表
(ア)株式

銘柄	数量	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
日本水産	52,000	446.00	23,192,000	
ショーボンドホールディングス	4,800	4,715.00	22,632,000	

清水建設	22,800	779.00	17,761,200		
協和エクシオ	4,900	2,904.00	14,229,600		
江崎グリコ	2,800	4,615.00	12,922,000		
ゴールドウイン	1,900	6,540.00	12,426,000		
信越化学工業	2,800	19,080.00	53,424,000		
花王	4,000	7,873.00	31,492,000		
富士フイルムホールディングス	3,900	6,132.00	23,914,800		
資生堂	2,000	6,688.00	13,376,000		
ユニ・チャーム	9,700	5,011.00	48,606,700		
協和キリン	11,900	2,789.00	33,189,100		
武田薬品工業	6,600	3,690.00	24,354,000		
ペプチドリーム	7,200	5,770.00	41,544,000		
ダイキン工業	1,500	23,795.00	35,692,500		
ダイフク	2,600	13,150.00	34,190,000		
日本精工	26,500	964.00	25,546,000		
日立製作所	6,600	4,340.00	28,644,000		
富士通	2,600	16,020.00	41,652,000		
アンリツ	10,500	2,534.00	26,607,000		
キーエンス	1,200	57,700.00	69,240,000		
太陽誘電	4,500	5,580.00	25,110,000		
村田製作所	6,600	10,255.00	67,683,000		
東京エレクトロン	1,400	42,250.00	59,150,000		
トヨタ自動車	4,900	7,863.00	38,528,700		
スズキ	6,500	5,220.00	33,930,000		
テルモ	11,400	4,236.00	48,290,400		
島津製作所	9,800	4,205.00	41,209,000		
ＨＯＹＡ	2,900	13,920.00	40,368,000		
朝日インテック	4,700	3,630.00	17,061,000		
東京瓦斯	7,200	2,402.00	17,294,400		
チェンジ	2,300	3,385.00	7,785,500		
ユーザベース	2,300	3,455.00	7,946,500		
野村総合研究所	11,800	3,990.00	47,082,000		
ＢＡＳＥ	1,600	10,000.00	16,000,000		
マクアケ	2,800	7,810.00	21,868,000		
伊藤忠テクノソリューションズ	4,600	3,845.00	17,687,000		
大塚商会	2,700	5,020.00	13,554,000		
日本電信電話	9,300	2,765.00	25,714,500		
光通信	900	21,510.00	19,359,000		
エヌ・ティ・ティ・データ	16,000	1,490.00	23,840,000		
ソフトバンクグループ	8,700	8,569.00	74,550,300		
神戸物産	5,400	3,025.00	16,335,000		
三菱商事	6,500	2,691.00	17,491,500		

ミスミグループ本社	7,400	3,225.00	23,865,000	
セブン&アイ・ホールディングス	6,900	3,952.00	27,268,800	
コーナン商事	3,700	3,025.00	11,192,500	
ファーストリテイリング	500	93,660.00	46,830,000	
ＳＢＩホールディングス	8,400	2,736.00	22,982,400	
東京海上ホールディングス	8,400	5,643.00	47,401,200	
カチタス	10,100	3,065.00	30,956,500	
日本M&Aセンター	7,400	6,090.00	45,066,000	
エムスリー	3,300	10,285.00	33,940,500	
オリエンタルランド	1,400	16,470.00	23,058,000	
リクルートホールディングス	10,400	4,568.00	47,507,200	
合計			1,692,540,800	

(イ)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

②信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

3.「ドイチェ・外国債券マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(2020年1月14日現在)	(2021年1月14日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	41,289,268	8,843,613
コール・ローン	735,290	6,328,210
国債証券	1,073,237,343	1,008,696,292
未収利息	10,159,653	9,372,588
前払費用	91,263	391,958
流動資産合計	1,125,512,817	1,033,632,661
資産合計	1,125,512,817	1,033,632,661
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	3,200,000
未払利息	2	17
流動負債合計	2	3,200,017
負債合計	2	3,200,017
純資産の部		
元本等		
元本	556,204,805	489,844,498
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	569,308,010	540,588,146
元本等合計	1,125,512,815	1,030,432,644
純資産合計	1,125,512,815	1,030,432,644
負債純資産合計	1,125,512,817	1,033,632,661

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2020年1月14日現在)	(2021年1月14日現在)
1.受益権の総数	556,204,805口	489,844,498口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.0236円 (20,236円)	2.1036円 (21,036円)

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2019年1月16日 至 2020年1月14日)	(自 2020年1月15日 至 2021年1月14日)
1.金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年1月14日現在)	(2021年1月14日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券
計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(2020年1月14日現在)	(2021年1月14日現在)
国債証券	△7,491,648	△8,719,108
合計	△7,491,648	△8,719,108

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2020年1月14日現在)	(2021年1月14日現在)
	金額(円)	金額(円)
1.元本の推移		
期首元本額	593,220,528	556,204,805
期中追加設定元本額	7,530,296	12,165,888
期中一部解約元本額	44,546,019	78,526,195
期末元本額	556,204,805	489,844,498

2.元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	216,077,498	186,479,883
ドイチェ・ライフ・プラン50	178,579,627	161,433,738
ドイチェ・ライフ・プラン70	35,966,888	32,203,628
ドイチェ・グローバル・バランス〈安定型〉	33,251,643	29,666,916
ドイチェ・グローバル・バランス〈成長型〉	46,227,870	41,917,145
ドイチェ・グローバル・バランス〈積極型〉	21,846,850	20,908,592
ドイチェ・グローバル・バランス〈安定型〉VA	15,760,422	9,918,767
ドイチェ・グローバル・バランス〈成長型〉VA	6,954,453	6,202,352
ドイチェ・グローバル・バランス〈積極型〉VA	1,539,554	1,113,477

(3)附属明細表

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	数量	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	UST 1.5% 08/15/26	500,000.00	525,625.00	
		UST 2.5% 08/15/23	1,200,000.00	1,272,093.75	
		UST 2.75% 07/31/23	450,000.00	479,425.78	
		UST 2.75% 08/15/47	100,000.00	121,195.31	
		UST 2.875% 05/15/49	200,000.00	249,093.75	
		UST 3.625% 08/15/43	500,000.00	685,585.93	
		UST 4.25% 05/15/39	300,000.00	433,992.18	
		UST 7.625% 02/15/25	300,000.00	388,781.25	
		UST 8% 11/15/21	100,000.00	106,585.93	
	小計			4,262,378.88	
				(443,074,284)	
	カナダドル	CAN 2% 06/01/28	300,000.00	329,445.00	
	小計			329,445.00	
				(26,981,545)	
	メキシコペソ	MBONO 10% 12/05/24	2,000,000.00	2,390,000.00	
				2,390,000.00	
				(12,499,700)	
	ユーロ	BGB 5% 03/28/35	70,000.00	121,646.00	
		BTPS 0.95% 03/15/23	150,000.00	154,155.00	
		BTPS 1.5% 06/01/25	600,000.00	641,340.00	
		BTPS 4.75% 09/01/44	80,000.00	134,880.00	
		DBR 2.5% 07/04/44	50,000.00	83,415.00	
		DBR 4% 01/04/37	200,000.00	344,726.00	
		DBR 6.25% 01/04/24	100,000.00	121,164.00	
		FRTR 4.5% 04/25/41	300,000.00	567,150.00	
		FRTR 6% 10/25/25	150,000.00	198,592.50	
		NETHER 5.5% 01/15/28	100,000.00	143,502.00	
		RAGB 2.4% 05/23/34	120,000.00	163,044.00	
		SPGB 1.6% 04/30/25	300,000.00	326,640.00	
		SPGB 5.15% 10/31/44	150,000.00	296,295.00	
	小計			3,296,549.50	
				(416,815,718)	
	イギリスポンド	UKT 3.25% 01/22/44	100,000.00	150,400.00	
		UKT 5% 03/07/25	260,000.00	314,392.00	
	小計			464,792.00	
				(65,935,393)	
	ノルウェークローネ	NGB 1.75% 02/17/27	700,000.00	738,724.00	
	小計			738,724.00	
				(9,078,917)	
	ポーランドズロチ	POLGB 4% 10/25/23	500,000.00	554,800.00	
	小計			554,800.00	
				(15,445,632)	
	オーストラリアドル	ACGB 2.75% 06/21/35	200,000.00	234,320.00	
	小計			234,320.00	
				(18,865,103)	
合計				1,008,696,292	
				(1,008,696,292)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券	9銘柄	43.0%	44.0%
カナダドル	国債証券	1銘柄	2.6%	2.7%
メキシコペソ	国債証券	1銘柄	1.2%	1.2%
ユーロ	国債証券	13銘柄	40.5%	41.3%
イギリスポンド	国債証券	2銘柄	6.4%	6.5%
ノルウェークローネ	国債証券	1銘柄	0.9%	0.9%
ポーランドズロチ	国債証券	1銘柄	1.5%	1.5%
オーストラリアドル	国債証券	1銘柄	1.8%	1.9%

②信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

4.「ドイチェ・外国株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(2020年1月14日現在)	(2021年1月14日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	6,311,161	11,045,495
コール・ローン	15,712,862	2,175,668
株式	1,204,900,061	1,150,050,802
未収入金	－	1,000,000
未収配当金	1,177,272	1,634,950
流動資産合計	1,228,101,356	1,165,906,915
資産合計	1,228,101,356	1,165,906,915
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	1,000,000
未払利息	43	5
流動負債合計	43	1,000,005
負債合計	43	1,000,005
純資産の部		
元本等		
元本	513,649,647	451,008,007
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	714,451,666	713,898,903
元本等合計	1,228,101,313	1,164,906,910
純資産合計	1,228,101,313	1,164,906,910
負債純資産合計	1,228,101,356	1,165,906,915

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2020年1月14日現在)	(2021年1月14日現在)
1.受益権の総数	513,649,647口	451,008,007口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.3909円 (23,909円)	2.5829円 (25,829円)

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2019年1月16日 至 2020年1月14日)	(自 2020年1月15日 至 2021年1月14日)
1.金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年1月14日現在)	(2021年1月14日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券
計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(2020年1月14日現在)	(2021年1月14日現在)
株式	67,809,129	61,489,992
合計	67,809,129	61,489,992

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2020年1月14日現在)	(2021年1月14日現在)
	金額(円)	金額(円)
1.元本の推移		
期首元本額	535,330,385	513,649,647
期中追加設定元本額	78,871,747	44,582,278
期中一部解約元本額	100,552,485	107,223,918
期末元本額	513,649,647	451,008,007

2.元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	102,180,594	85,239,402
ドイチェ・ライフ・プラン50	165,251,645	144,953,270
ドイチェ・ライフ・プラン70	105,381,541	94,001,789
ドイチェ・グローバル・バランス〈安定型〉	15,752,804	14,345,721
ドイチェ・グローバル・バランス〈成長型〉	42,861,274	37,002,978
ドイチェ・グローバル・バランス〈積極型〉	63,750,676	62,160,451
ドイチェ・グローバル・バランス〈安定型〉VA	7,547,557	4,591,416
ドイチェ・グローバル・バランス〈成長型〉VA	6,438,892	5,509,313
ドイチェ・グローバル・バランス〈積極型〉VA	4,484,664	3,203,667

(3)附属明細表

①有価証券明細表

(ア)株式

通貨	銘柄	数量	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	3M CO	469	166.28	77,985.32	
	ALLEGION PLC	640	117.01	74,886.40	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	510	207.02	105,580.20	
	NORTHROP GRUMMAN CORPORATION	240	299.46	71,870.40	
	PARKER HANNIFIN CORP.	360	286.22	103,039.20	
	RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	1,839	70.50	129,649.50	
	COPART INC	555	119.10	66,100.50	
	UNION PACIFIC CORP	319	216.61	69,098.59	
	STARBUCKS CORP	634	102.89	65,232.26	
	ALPHABET INC-CL A	299	1,747.25	522,427.75	
	FACEBOOK INC-A	757	251.64	190,491.48	
	WALT DISNEY CORPORATION	444	176.12	78,197.28	
	AMAZON COM INC	20	3,165.89	63,317.80	
	AUTOZONE INC	81	1,259.44	102,014.64	
	BOOKING HOLDINGS INC	92	2,182.42	200,782.64	
	EBAY INC	1,983	55.71	110,472.93	
	HOME DEPOT INC	634	274.05	173,747.70	
	TJX COMPANIES INC	1,618	68.13	110,234.34	
	COSTCO WHOLESALE CORP	302	366.95	110,818.90	
	PEPSICO INC.	488	142.59	69,583.92	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	959	84.48	81,016.32	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	1,231	82.49	101,545.19	
	PROCTER & GAMBLE CO	399	137.26	54,766.74	
	ABBOTT LABORATORIES	740	112.15	82,991.00	
	CENTENE CORP	1,405	66.51	93,446.55	
	MEDTRONIC PLC	1,202	118.72	142,701.44	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	605	355.04	214,799.20	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	686	126.98	87,108.28	
	AMGEN INC	387	237.74	92,005.38	
	BIOGEN INC	189	266.67	50,400.63	
	BRISTOL MYERS SQUIBB CO.	829	64.73	53,661.17	
	GILEAD SCIENCES INC	1,323	61.54	81,417.42	
	JOHNSON & JOHNSON	923	157.89	145,732.47	
	MERCK & CO. INC.	1,382	82.34	113,793.88	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	382	227.10	86,752.20	
	BANK OF AMERICA CORP	2,363	33.46	79,065.98	
	JP MORGAN CHASE&CO	959	140.35	134,595.65	
	AMERICAN EXPRESS COMPANY	1,417	122.40	173,440.80	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	399	203.07	81,024.93	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	537	117.84	63,280.08	
	MOODY'S CORPORATION	670	274.25	183,747.50	
	NASDAQ INC	749	142.49	106,725.01	
	S&P GLOBAL INC	202	312.05	63,034.10	
	ALLSTATE CORPORATION	958	108.88	104,307.04	
	MARSH & MCLENNAN COMPANIES	1,154	113.48	130,955.92	
	PROGRESSIVE CORP	1,607	94.93	152,552.51	
	ACCENTURE PLC-CL A	468	257.08	120,313.44	
	ADOBE INC	220	472.05	103,851.00	
	AMDOCS LTD	1,306	70.20	91,681.20	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	525	129.68	68,082.00	
	MICROSOFT CORPORATION	1,552	216.34	335,759.68	
	VISA INC-CLASS A SHARES	1,271	209.35	266,083.85	

	VMWARE INC-CLASS A	503	133.20	66,999.60	
	APPLE INC	4,072	130.89	532,984.08	
	ARISTA NETWORKS INC	272	309.63	84,219.36	
	HP INC	5,512	25.71	141,713.52	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	533	174.09	92,789.97	
	SAMSUNG ELECTR-GDR REG S	110	2,012.00	221,320.00	
	TE CONNECTIVITY LTD	632	129.91	82,103.12	
	VERIZON COMMUNICATIONS	1,182	57.06	67,444.92	
	APPLIED MATERIALS INC	2,592	98.05	254,145.60	
	BROADCOM INC	147	451.21	66,327.87	
	INTEL CORP	1,127	56.95	64,182.65	
	QUALCOMM INC	526	157.42	82,802.92	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	2,224	119.23	265,167.52	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	552	171.41	94,618.32	
小計				8,352,989.76	
				(868,293,285)	
カナダドル	CANADIAN NATL RAILWAY CO	668	144.40	96,459.20	
	DOLLARAMA INC	1,267	53.07	67,239.69	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	1,759	37.10	65,258.90	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	996	113.83	113,374.68	
	TORONTO-DOMINION BANK	1,659	74.61	123,777.99	
小計				466,110.46	
				(38,174,446)	
ユーロ	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	829	16.70	13,847.61	
	BASF SE	771	68.03	52,451.13	
	MTU AERO ENGINES AG	311	205.80	64,003.80	
	RELX PLC	2,811	20.32	57,119.52	
	CONTINENTAL AG	342	119.50	40,869.00	
	LVMH MOET-HENNESSY LOUIS VUITTON	189	512.10	96,786.90	
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	498	89.28	44,461.44	
	UNILEVER PLC	2,153	49.10	105,712.30	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	1,076	69.06	74,308.56	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	1,829	38.80	70,965.20	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	1,932	44.40	85,780.80	
	DEUTSCHE BOERSE AG	360	136.35	49,086.00	
	ALLIANZ SE	734	201.35	147,790.90	
	SAP SE	451	105.36	47,517.36	
小計				950,700.52	
				(120,206,573)	
イギリスポンド	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A UK	1,712	14.77	25,296.51	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	1,969	36.60	72,065.40	
	BRITISH AMERICAN TABACCO PLC	2,858	27.54	78,723.61	
小計				176,085.52	
				(24,979,491)	
スイスフラン	NESTLE SA-REG	2,148	100.34	215,530.32	
	ROCHE HOLDING AG GENUSSCHEIN	663	312.00	206,856.00	
小計				422,386.32	
				(49,482,557)	
スウェーデンクローナ	ASSA ABLOY AB-B	2,140	215.70	461,598.00	
小計				461,598.00	
				(5,760,743)	
ノルウェークローネ	DNB ASA	3,781	163.25	617,248.25	
小計				617,248.25	
				(7,585,980)	
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	1,119	432.95	484,471.05	
小計				484,471.05	
				(8,236,007)	
香港ドル	TENCENT HOLDINGS LTD	1,500	597.63	896,454.00	
	AIA GROUP LTD	11,200	101.93	1,141,705.60	
小計				2,038,159.60	
				(27,331,720)	
合計				1,150,050,802	
				(1,150,050,802)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 66銘柄	74.5%	75.4%

カナダドル	株式	5銘柄	3.3%	3.3%
ユーロ	株式	14銘柄	10.3%	10.5%
イギリスポンド	株式	3銘柄	2.1%	2.2%
スイスフラン	株式	2銘柄	4.2%	4.3%
スウェーデンクローナ	株式	1銘柄	0.5%	0.5%
ノルウェークローネ	株式	1銘柄	0.7%	0.7%
デンマーククローネ	株式	1銘柄	0.7%	0.7%
香港ドル	株式	2銘柄	2.3%	2.4%

(イ)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

②信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ドイチェ・グローバル・バランス　＜安定型＞

（2021年 1月29日現在）

Ⅰ　資産総額	401,379,458 円
Ⅱ　負債総額	939,410 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	400,440,048 円
Ⅳ　発行済口数	292,967,290 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3668 円
（1万口当たり純資産額）	（13,668 円）

ドイチェ・グローバル・バランス　＜成長型＞

（2021年 1月29日現在）

Ⅰ　資産総額	524,696,496 円
Ⅱ　負債総額	1,137,153 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	523,559,343 円
Ⅳ　発行済口数	335,107,117 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5624 円
（1万口当たり純資産額）	（15,624 円）

ドイチェ・グローバル・バランス　＜積極型＞

（2021年 1月29日現在）

Ⅰ　資産総額	464,919,589 円
Ⅱ　負債総額	1,167,614 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	463,751,975 円
Ⅳ　発行済口数	278,224,227 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6668 円
（1万口当たり純資産額）	（16,668 円）

（参考）ドイチェ・日本債券マザー

（2021年 1月29日現在）

Ⅰ　資産総額	2,866,352,356 円
Ⅱ　負債総額	33 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,866,352,323 円
Ⅳ　発行済口数	1,964,115,478 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4594 円
（1万口当たり純資産額）	（14,594 円）

（参考）ドイチェ・日本株式マザー

（2021年 1月29日現在）

Ⅰ　資産総額	**1,668,036,271 円**
Ⅱ　負債総額	**51 円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**1,668,036,220 円**
Ⅳ　発行済口数	**797,114,174 口**
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**2.0926 円**
（1万口当たり純資産額）	**（20,926 円）**

（参考）ドイチェ・外国債券マザー

（2021年 1月29日現在）

Ⅰ　資産総額	**1,031,815,117 円**
Ⅱ　負債総額	**5 円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**1,031,815,112 円**
Ⅳ　発行済口数	**489,367,444 口**
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**2.1085 円**
（1万口当たり純資産額）	**（21,085 円）**

（参考）ドイチェ・外国株式マザー

（2021年 1月29日現在）

Ⅰ　資産総額	**1,166,182,739 円**
Ⅱ　負債総額	**5 円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**1,166,182,734 円**
Ⅳ　発行済口数	**451,008,007 口**
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**2.5857 円**
（1万口当たり純資産額）	**（25,857 円）**

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１．名義書換について

該当事項はありません。

２．受益者に対する特典

該当事項はありません。

３．内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

４．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

５．償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

６．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金等

①資本金の額

3,078百万円（2021年２月末現在）

②発行する株式の総数

200,000株（2021年２月末現在）

③発行済株式総数

61,560株（2021年２月末現在）

④最近５年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数は取締役については３名以上、監査役については１名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

（投資信託の運用プロセス）

①四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイツ銀行グループの資産運用部門（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

②運用担当者は、投資戦略会議の方針に従って各ファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

③承認された運用計画に従って、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

④コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

⑤運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

⑥インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

⑦コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

２【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言・代理業務、第一種金融商品取引業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2021年２月末現在、委託会社の運用するファンドは89本、純資産総額は733,472百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	69本	249,952百万円
私募	単位型	株式投資信託	4本	13,182百万円
	追加型	株式投資信託	16本	470,338百万円
合計			89本	733,472百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第２条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位:千円）

		前事業年度 （2019年３月31日）		当事業年度 （2020年３月31日）
資産の部				
流動資産				
預金	※１	3,513,866	※１	4,179,859
前払費用		6,754		6,084
未収入金		200,218		31,104
未収委託者報酬		509,869		419,358
未収運用受託報酬		16,242		4,146
未収収益		2,056,487		1,012,488
未収還付消費税等		-		7,341
立替金		31,612		43,273
為替予約		9,992		176
その他流動資産		14		-
流動資産計		6,345,059		5,703,834
固定資産				
投資その他の資産				
投資有価証券		10,552		9,479
敷金		20,328		20,316
繰延税金資産		782,897		-
供託金		10,000		10,000
預託金		-		1,000
投資その他の資産合計		823,777		40,795
固定資産合計		823,777		40,795
資産合計		7,168,837		5,744,629

（単位:千円）

		前事業年度 （2019年３月31日）		当事業年度 （2020年３月31日）
負債の部				
流動負債				
預り金		213,880		198,737
未払収益分配金		3		3
未払償還金		1,508		1,508
未払手数料		253,185		208,121
その他未払金		49,241		54,956
未払費用	※1	1,240,618	※1	575,298
未払法人税等		-		28,723
賞与引当金		83,653		118,431
為替予約		3,576		6,269
流動負債合計		1,845,668		1,192,050
固定負債				
退職給付引当金		478,150		497,764
長期未払費用		65,038		61,981
賞与引当金		43,303		87,975
固定負債合計		586,492		647,721
負債合計		2,432,160		1,839,771
純資産の部				
株主資本				
資本金		3,078,000		3,078,000
資本剰余金				
資本準備金		1,830,000		1,830,000
資本剰余金合計		1,830,000		1,830,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△ 171,366		△ 1,002,124
利益剰余金合計		△ 171,366		△ 1,002,124
株主資本合計		4,736,633		3,905,875
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		43		△ 1,017
評価・換算差額等合計		43		△ 1,017
純資産合計		4,736,676		3,904,857
負債純資産合計		7,168,837		5,744,629

(2)【損益計算書】

（単位:千円）

		前事業年度 （自 2018年４月１日 至 2019年３月31日）		当事業年度 （自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）
営業収益				
委託者報酬		4,888,292		4,029,921
運用受託報酬		17,940		18,096
その他営業収益	※1	1,934,676	※1	1,868,787
営業収益合計		6,840,909		5,916,805
営業費用				
支払手数料		2,471,276		2,038,720
広告宣伝費		13,292		40,076
調査費		104,349		77,908
委託調査費		372,319		324,357
情報機器関連費		164,131		181,196
委託計算費		221,865		202,416
通信費		6,293		6,298
印刷費		40,474		39,319
協会費		17,187		13,341
諸会費		213		185
諸経費		31,846		24,932
営業費用合計		3,443,250		2,948,754
一般管理費				
役員報酬		56,456		59,100
給料・手当		1,166,459		1,162,628
賞与		323,609		491,833
交際費		4,657		9,820
寄付金		3,000		2,000
旅費交通費		37,764		35,705
租税公課		27,769		34,398
不動産賃借料		175,503		194,695
退職給付費用		121,505		112,065
福利厚生費		268,550		263,743
業務委託費	※１	945,148	※１	539,084
退職金		-		6,485
諸経費		108,089		81,627
一般管理費合計		3,238,515		2,993,188
営業利益又は営業損失（△）		159,143		△ 25,137
営業外収益				
雑収益		6,110		6,563
営業外収益合計		6,110		6,563
営業外費用				
為替差損		33,198		10,548
その他		4,569		3,382
営業外費用合計		37,768		13,931
経常利益又は経常損失（△）		127,486		△ 32,504
特別損失				
割増退職金		123,728		13,046
特別損失合計		123,728		13,046

税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	3,758	△ 45,551
法人税、住民税及び事業税	△ 33,708	2,290
法人税等調整額	345,946	782,916
法人税等合計	312,238	785,206
当期純損失（△）	△ 308,480	△ 830,757

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年４月１日　至 2019年３月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	137,113	5,045,113
当期変動額				-
剰余金の配当				-
当期純損失（△）			△ 308,480	△ 308,480
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-
当期変動額合計	-	-	△ 308,480	△ 308,480
当期末残高	3,078,000	1,830,000	△ 171,366	4,736,633

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 128	△ 128	5,044,984
当期変動額			-
剰余金の配当			-
当期純損失（△）			△ 308,480
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	171	171	171
当期変動額合計	171	171	△ 308,308
当期末残高	43	43	4,736,676

当事業年度　（自 2019年４月１日　至 2020年３月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	△ 171,366	4,736,633
当期変動額				
剰余金の配当			-	-
当期純損失（△）			△ 830,757	△ 830,757
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-
当期変動額合計	-	-	△ 830,757	△ 830,757
当期末残高	3,078,000	1,830,000	△ 1,002,124	3,905,875

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	43	43	4,736,676
当期変動額			
剰余金の配当			―
当期純損失（△）			△ 830,757
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,061	△ 1,061	△ 1,061
当期変動額合計	△ 1,061	△ 1,061	△ 831,818
当期末残高	△ 1,017	△ 1,017	3,904,857

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当社においては過去より貸倒実績がないため引当金の計上をしておりません。

(2) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．その他財務諸表のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

（未適用の会計基準等）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　平成30年３月30日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　平成30年３月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

当財務諸表の作成時において検討中であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

※1　各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 （2019年３月31日）	当事業年度 （2020年３月31日）
預金	977,569　千円	941,757　千円
未払費用	20,372　千円	29,781　千円

（損益計算書関係）

※1　関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
その他営業収益	137　千円	-　千円
業務委託費	173,557　千円	101,157　千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度　（自 2018年４月1日　至 2019年３月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度　（自 2019年４月１日　至 2020年３月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度（2019年３月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	3,513,866	3,513,866	-
(2)未収委託者報酬	509,869	509,869	-
(3)未収運用受託報酬	16,242	16,242	-
(4)未収収益	2,056,487	2,056,487	-
(5)投資有価証券			
その他の有価証券	10,552	10,552	-
資産計	6,107,016	6,107,016	-
(1)預り金	213,880	213,880	-
(2)未払手数料	253,185	253,185	-
(3)その他未払金	49,241	49,241	-
(4)未払費用	1,240,618	1,240,618	-
負債計	1,756,924	1,756,924	-
デリバティブ取引 (*１)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,416	6,416	-
デリバティブ取引計	6,416	6,416	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券
投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。
また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負　債
(1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金及び(4) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引
「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) ２．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	１年以内	１年超５年以内	５年超
預金	3,513,866	-	-
未収委託者報酬	509,869	-	-
未収運用受託報酬	16,242	-	-
未収収益	2,056,487	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	2,246	415
合計	6,096,466	2,246	415

（注）償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

当事業年度（2020年３月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	4,179,859	4,179,859	-
(2)未収委託者報酬	419,358	419,358	-
(3)未収運用受託報酬	4,146	4,146	-
(4)未収収益	1,012,488	1,012,488	-
(5)投資有価証券			
その他の有価証券	9,479	9,479	-
資産計	5,625,331	5,625,331	-
(1)預り金	198,737	198,737	-
(2)未払手数料	208,121	208,121	-
(3)その他未払金	54,956	54,956	-
(4)未払費用	575,298	575,298	-
負債計	1,037,114	1,037,114	-
デリバティブ取引（*１）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(6,093)	(6,093)	-
デリバティブ取引計	(6,093)	(6,093)	-

(*１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産
(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負　債

(1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金及び(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注)２．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	１年以内	１年超５年以内	５年超
預金	4,179,859	-	-
未収委託者報酬	419,358	-	-
未収運用受託報酬	4,146	-	-
未収収益	1,012,488	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	1,834	307	-
合計	5,617,687	307	-

（注）償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度　（2019年３月31日）

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	2,662	2,489	172
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	7,889	8,000	△ 110
合計		10,552	10,489	62

当事業年度　（2020年３月31日）

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	9,479	10,496	△ 1,017
合計		9,479	10,496	△ 1,017

２．売却したその他有価証券

前事業年度　（自 2018年４月 1日　至 2019年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自 2019年４月 1日　至 2020年３月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度　（2019年３月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）　　(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	米ドル	1,308,621	-	9,992	9,992
	買建				
	ユーロ	187,890	-	△ 3,376	△ 3,376
	米ドル	186,724	-	△ 3	△ 3
	シンガポールドル	21,535	-	△ 195	△ 195
合計		1,704,772	-	6,416	6,416

当事業年度　（2020年３月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）　　(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	ユーロ	13,917	-	176	176
	米ドル	350,105	-	△ 1,741	△ 1,741
	買建				
	ユーロ	378,861	-	△ 4,527	△ 4,527
合計		742,884	-	△ 6,093	△ 6,093

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。加えて、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位:千円）

	前事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
退職給付債務の期首残高	454,139	497,615
勤務費用	62,539	58,504
利息費用	2,061	1,572
数理計算上の差異の発生額	2,921	△ 6,325
退職給付の支払額	△ 47,328	△ 52,880
転籍者調整額	23,281	980
退職給付債務の期末残高	497,615	499,466

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位:千円）

	前事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	497,615	499,466
未積立退職給付債務	497,615	499,466
未認識数理計算上の差異	△ 19,464	△ 1,702
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	478,150	497,764
退職給付引当金	478,150	497,764
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	478,150	497,764

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位:千円）

	前事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
勤務費用	62,539	58,504
利息費用	2,061	1,572
数理計算上の差異の費用処理額	12,718	11,436
確定給付制度に係る退職給付費用	77,319	71,514

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
割引率	0.40%	0.50%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度44,185千円、当事業年度 40,551千円でありました。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位:千円）

	前事業年度 （2019年３月31日）	当事業年度 （2020年３月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	20,241	52,129
その他未払金	15,077	16,827
未払費用	368,655	176,156
未払事業税	1,787	8,093
長期未払費用	14,357	30,051
退職給付引当金	147,440	152,415
減価償却超過額	55,192	26,694
繰越欠損金	520,030	624,026
その他有価証券評価差額金	-	311
その他	2,190	74,318
繰延税金資産小計	1,144,973	1,161,025
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 248,925	△ 624,026
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 113,131	△ 536,998
評価性引当額小計	△ 362,056	△ 1,161,025
繰延税金資産合計	782,916	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△19	-
繰延税金負債合計	△19	-
繰延税金資産の純額	782,897	-

(注) １．評価性引当額が798,968千円増加しております。この増加内容は、繰延税金資産全額に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

２．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2020年３月31日）

（単位:千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	624,026	624,026
評価性引当額	-	-	-	-	-	△ 624,026	△ 624,026
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金624,026千円（法定実効税率を乗じた額）の全額について、評価性引当金を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：％）

	前事業年度 （2019年３月31日）	当事業年度 （2020年３月31日）
法定実効税率	30.6	30.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	37.9	△ 4.4
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	874.4	△ 45.6
評価性引当金	8,016.1	△ 1,718.7
住民税均等割	70.8	△ 5.0
法人税調整額等	-	19.4

過年度修正	△ 722.1	-
税効果会計適用後の法人税の負担率	8,307.7	△ 1,723.7

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度　（自 2018年４月１日　至 2019年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

３．主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度　（自 2019年４月１日　至 2020年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

３．主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度　（自 2018年４月１日　至 2019年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,290,939 千ユーロ	銀行業	（被所有） 間接 79 %	資金預入 サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス	137 169,186	*3 預金 未払費用	977,569 16,492
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	（被所有） 直接 100 %	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	3,936	未払費用	3,880

当事業年度　（自 2019年４月１日　至 2020年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,290,939 千ユーロ	銀行業	（被所有） 間接 79 %	資金預入 サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	91,583	*3 預金 未払費用	941,757 21,898
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	（被所有） 直接 100 %	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	8,982	未払費用	7,883

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

＊1　当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
＊2　当該会社とのサービス契約に基づき、当社のＩＴ環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
＊3　当座預金口座を開設しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度　（自 2018年４月１日　至 2019年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス	642,628	未払費用 未収入金	326,727 30,073
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	990,516	未収収益	1,297,513
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *3 委託調査	173,945 128,737 11,291	未収収益 未払費用	40,081 146,628
同一の親会社を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツ フランクフルト	6,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	81,609	未収収益	58,752
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *3 委託調査	55,945 114,351 284,425	未収収益 未払費用	56,532 473,175
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,677 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス	273,308	未収収益 未払費用	190,377 9,978
同一の親会社を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *3 委託調査	168,183 9,892 49,002	未収収益 未払費用	259,124 71,912
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments UK Limited	イギリス ロンドン	190,000 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	71,305	未収収益	99,808

当事業年度　（自 2019年４月１日　至 2020年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都千代田区	72,728百万円	証券業	なし	サービスの授受役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス	484,680	未払費用	25,013
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国ウィルミントン	10千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	933,590	未収収益	584,884
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *1 その他営業収益 *3 委託調査	111,423 62,022 7,464	未払費用 未収収益	185,162 25,962
同一の親会社を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツフランクフルト	6,000千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	76,504	未収収益	19,507
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツフランクフルト	115,000千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *3 委託調査 *1 その他営業収益	△ 53,332 246,750 47,723	未払費用 未収収益	77,568 21,900
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルクルクセンブルク	30,677千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *1 その他営業収益	2,142 172,325	未払費用 未収収益	4,198 32,970
同一の親会社を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツフランクフルト	8,000千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受運用の再委託	*3 委託調査 *1 その他営業収益	42,467 289,068	未払費用 未収収益	38,893 206,740
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments UK Limited	イギリスロンドン	157,000千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	120,898	未収入金 未収収益	31,104 113,215

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

＊1　当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
＊2　当該会社とのサービス契約に基づき、当社のＩＴ環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
＊3　当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

２．親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft　**フランクフルト証券取引所に上場**
ニューヨーク証券取引所に上場
DB Beteiligungs-Holding GmbH
DWS Group GmbH & Co. KGaA　**フランクフルト証券取引所に上場**

（1株当たり情報）

項目	前事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）	当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）
1株当たり純資産額	76,944.06 円	63,431.73 円
1株当たり当期純損失金額（△）	△ 5,011.05 円	△ 13,495.09 円

(注) １．潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

２．1株当たり当期純損失金額（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）	当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）
当期純損失金額（△）（千円）	△ 308,480	△ 830,757
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純損失金額（△）（千円）	△ 308,480	△ 830,757
期中平均株式数（株）	61,560	61,560

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年８月６日内閣府令第52号)により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当中間会計期間(2020年４月１日から2020年９月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

		当中間会計期間末 （2020年9月30日）
資産の部		
流動資産		
預金		4,501,896
前払費用		8,312
未収入金		7
未収消費税等	※1	57,201
未収委託者報酬		384,355
未収運用受託報酬		2,831
未収収益		665,493
立替金		35,512
為替予約		2,014
流動資産計		5,657,626
固定資産		
投資その他の資産		40,889
固定資産計		40,889
資産合計		5,698,516
負債の部		
流動負債		
預り金		44,017
未払金		193,869
未払手数料		190,338
その他未払金		3,530
未払費用		1,494,052
未払法人税等		20,873
賞与引当金		313,225
流動負債計		2,066,038
固定負債		
長期未払費用		97,681
退職給付引当金		410,793
賞与引当金		71,327
固定負債計		579,802
負債合計		2,645,841
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		△1,855,646
繰越利益剰余金		△1,855,646
利益剰余金計		△1,855,646
株主資本計		3,052,354
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		320
評価・換算差額等合計		320
純資産合計		3,052,674
負債・純資産合計		5,698,516

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		1,669,863
運用受託報酬		7,517
その他営業収益		668,014
営業収益計		2,345,395
営業費用		
支払手数料		836,086
その他営業費用		456,320
営業費用計		1,292,407
一般管理費		1,894,830
営業損失（△）		△841,842
営業外収益		3,715
営業外費用	※1	7,462
経常損失（△）		△845,588
特別利益	※2	21,045
税引前中間純損失（△）		△824,542
法人税、住民税及び事業税		28,978
法人税等合計		28,978
中間純損失（△）		△853,521

重要な会計方針

	当中間会計期間 （自　2020年4月1日 至　2020年9月30日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 但し、当中間会計期間末の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。
4．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2020年9月30日)
※1　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動資産の「未収消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 （自　2020年4月1日 至　2020年9月30日）	
※1　営業外費用の主要項目	
為替差損	6,966千円
※2　特別利益の主要項目	
割増退職金の取り崩し	21,045千円

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位:千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	4,501,896	4,501,896	-
(2)未収委託者報酬	384,355	384,355	-
(3)未収収益	665,493	665,493	-
(4)投資有価証券			
その他の有価証券	8,722	8,722	-
資産計	5,560,468	5,560,468	-
(1)未払手数料	190,338	190,338	-
(2)未払費用	1,494,052	1,494,052	-
(3)未払法人税等	20,873	20,873	-
負債計	1,705,264	1,705,264	-
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,014	2,014	-
デリバティブ取引計	2,014	2,014	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)預金、(2)未収委託者報酬及び(3)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払費用及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（2020年9月30日）

その他有価証券

（単位:千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	7,434	7,000	434
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,288	1,402	△113
合計		8,722	8,402	320

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末（2020年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。） **（単位:千円）**

区分	取引の種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	ユーロ	134,896	-	1,271	1,271
	米ドル	112,582	-	847	847
	買建				
	ユーロ	629,588	-	△103	△103
合計		877,067	-	2,014	2,014

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

	当中間会計期間末 (2020年9月30日)
１株当たり純資産額	49,588円60銭
１株当たり中間純損失金額（△）	△13,864円87銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自　2020年4月1日 至　2020年9月30日)
中間純損失金額（△）(千円)	△853,521
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純損失金額（△）(千円)	△853,521
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

①受託会社

名　　称	三井住友信託銀行株式会社
資本金の額	342,037百万円（2020年３月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考＞再信託受託会社の概要

名　　称	株式会社日本カストディ銀行
資本金の額	51,000百万円（2020年７月27日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要	受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

②販売会社

名　　称	資本金の額	事業の内容
株式会社横浜銀行	215,628百万円 （2020年３月末現在）	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

①受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

②販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

３【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間に資本関係はありません。

第３【その他】

(1) 交付目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第２項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）及び請求目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第３項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）の表紙に、それぞれ「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するほか、金融商品取引法に基づく目論見書である旨を記載する場合があります。また、使用開始日及び委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。

(2) 交付目論見書及び請求目論見書の表紙等に、(ⅰ)委託会社の名称、設立年月日、本店の所在地及びロゴマーク、(ⅱ)申込取扱場所である販売会社の名称及びロゴマーク、(ⅲ)ファンドの形態及びロゴマークを記載することがあります。また、図案を採用することがあります。

(3) 交付目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載することがあります。
①投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
②ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

(4) 請求目論見書の表紙裏に、以下の趣旨の事項の全部または一部を記載することがあります。
①投資信託は、株式・債券等の値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
②投資信託は、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
③登録金融機関を通じて購入された投資信託は、投資者保護基金による支払い対象にはなりません。
④投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。

(5) 請求目論見書の巻末に、用語の解説を添付することがあります。

(6) 請求目論見書の巻末に、信託約款を掲載します。

(7) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

(8) 交付目論見書及び請求目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

(9) 交付目論見書または請求目論見書に、委託会社が作成する法定外資料の作成及び当該資料の入手に必要な情報の照会方法を記載することがあります。

(10) ファンドの運用状況に関する情報を、日次、週次、月次等のデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。その際、当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない旨を注記することがあります。なお、データは適時、更新されます。

(11) 投信評価機関、投信評価会社等からのファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2020年６月12日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　林　秀行　㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2020年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年２月17日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・グローバル・バランス<安定型>の2020年１月15日から2021年１月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>の2021年１月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年２月17日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・グローバル・バランス<成長型>の2020年１月15日から2021年１月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>の2021年１月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年２月17日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・グローバル・バランス<積極型>の2020年１月15日から2021年１月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>の2021年１月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月４日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　林　秀行　㊞

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（2020年４月１日から2020年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2020年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年４月１日から2020年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。